

総務企業委員会会議録

1. 日 時 平成24年2月29日(水曜日)
午前9時30分～午後3時33分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 安富法明 委員長 原田 茂 副委員長
竹岡昌治 委員 秋山哲朗 委員(議長)
南口彰夫 委員 布施文子 委員
山中佳子 委員 三好睦子 委員
高木法生 委員
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局主査
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 総務部長
波佐間 敏 総務部長 倉重郁二 総務部次長
奥田源良 総務部財政課長 小田正幸 総務部税務課長
久保宏二 総務部監理課長 内藤賢治 総務部国体推進課長
田辺 剛 総合政策部長 篠田洋司 総合政策部次長
末岡竜夫 総合政策部地域情報課長 松野哲治 総合政策部商工労働課長
藤井勝巳 美東総合支所長 杉本伊佐雄 秋芳総合支所長
藤澤和昭 病院事業局管理部長 千々松雅幸 病院事業局経営管理課長
井上孝志 美東病院事務部事務長 久保 毅 上下水道事業局長
三戸昌子 上下水道事業局管理業務課長 矢田部 繁 範 上下水道事業局施設課長
古屋勝美 会計管理者 西山宏史 監査事務局長
佐藤和美 技術監査室長

午前9時30分開会

委員長（安富法明君） おはようございます。全員の出席をいただいております。只今より総務企業委員会を開会いたします。それでは先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました市長提出議案18件につきまして審査をいたしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いをいたします。市長さん報告等ございますか。

市長（村田弘司君） ありません。よろしくお願いします。

委員長（安富法明君） 議長さんよろしいでしょうか。

議長（秋山哲朗君） 特にございません。

委員長（安富法明君） 委員の皆さん特に、よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 先の本会議で、水道事業のことに関して必要であれば所管の委員会で議論していただきたいとお願いをいたしました。資料の提出等々言いましたが、おそらく急なことなので、資料が十分整わないだろうと思うんですね。しかしながら、できれば時間があれば、その他の項で軟水化の問題等について、若干の勉強会をかねた議論をさせていただければという申し出をしておきたいと思えます。

時間の関係もあるし、それから、この前お尋ねしたところでは、特別資料を準備するということは、まだ事業そのものに手を付けてないということだったんで。

（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 主管課、何か用意されてますか。資料が用意されてますか。（発言する者あり）南口委員、別に用意をしておられないそうですが。（発言する者あり）

それでは南口委員から申し出のありました件につきましては、その他の項で発言をお受けいたしたいと思えます。よろしいですかそれで。南口委員それでよろしいですね。（発言する者あり）

それでは、これより審査を始めます。最初に議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）を審査をいたします。執行部より本委員会所管事項について説明を求めます。はい、重村事務局長。

議会事務局長（重村暢之君） それでは一般会計補正予算（第11号）につきまして説明をいたします。緑の背表紙の予算書をご覧頂きたいと思えます。

最初に歳出のほうから説明をさせていただきます。補正予算書 1 - 28、29ページをお開き願います。議会費でございます。右側の29ページ、説明欄003議会経費の普通旅費でございますが、218万7,000円減額しております。これは議員視察旅費等の決算見込みによる減額でございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） 続きまして、2款総務費・1項総務管理費・目の1一般管理費でございます。右側002一般職員人件のうち退職手当でございます。これは当初定年退職に伴います予算計上10名分以外に自己都合によりまして12名の職員の退職手当が発生したことに伴いまして、2億7,509万6,000円の増額補正をするものであります。

なお、平成23年度におきましては、22名の職員が退職いたすこととなりますが、新年度におきまして、13名の新規採用を予定しております。また、山口国体の終了によりまして、国体推進課職員6名の引き上げ、機構改革などによりまして、実務体制は、ほぼ本年度並みとなる予定であります。

続きまして、004の総務管理経費の退職手当負担金でございますが、これは病院職員の退職に伴います退職手当の負担金473万6,000円を補正をするものであります。これは、過去におきまして市の特別会計で運営しておりました訪問看護事業等に勤務していた職員の在職期間分を案分いたしまして、病院等事業会計へ負担するものであります。以上であります。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 続きましてそのすぐ下でございますが、目文書広報費、29ページに参りまして、001広報作成経費を61万4,000円増額補正するものでございます。これは先の東日本大震災、それとか美祢線の運転再開など、当初想定をしておりませんでした事案が発生したことにより頁数が増加したことによるものでございます。

委員長（安富法明君） 奥田財政課長。

総務部財政課長（奥田源良君） それでは、5目財産管理費でございます。財産管理経費で財政調整基金利子積立金を20万9,000円増額してございます。これは、利子の決算見込によるものでございます。補正予算書の1-22、23のほうお開き願いたいと思います。財産収入で利子及び配当金ということで、財政調整基

金の利子を20万9,000円増額しております。以上でございます。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 続きましてその下の6の企画費でございますが、009地域情報課事業として2,289万5,000円を減額補正しております。これにつきましては、下に書いてありますように、ケーブルテレビ加入促進補助金とケーブルテレビ利用料等助成金とございますが、まずケーブルテレビ加入促進補助金でございますが、これはケーブルテレビの加入に対する助成を行ったものであります。当初秋芳地域全世帯加入を想定して予算措置をしておりました。山口ケーブルビジョンからのパンフレット、それから市のチラシ、音声告知などで周知を図りましたが、平成23年10月31日現在で、秋芳地域の加入率は68.4%でございました。これにつきましては、ご自身でアンテナを設置された方が多いこと、それと元々ありました共聴組合のうち、独自に地デジ対応された共聴アンテナを継続されている地区が加入されなかったことによるものと思われま

す。もう一つのケーブルテレビ利用料等助成金でございますが、これにつきましては、重度身体障害者かつ所得税非課税世帯、それと生活保護世帯この方を対象に加入金と利用料を助成するものでございます。まず重度身体障害者かつ所得税非課税世帯につきましては、当初重度身体障害者全世帯を想定した予算を立てておりましたが、そのうち所得税非課税世帯が少なかったことによるものでございます。

一方生活保護世帯でございますが、これにつきましても当初は、生活保護世帯全世帯を想定して予算を立てておりましたが、担当課である地域福祉課、ここによりまして、生活保護世帯にケーブルテレビ助成をご案内をしたところ、自身でアンテナを設置するほうが安価で、生活保護が廃止された以降もケーブルテレビの利用料が不要ということで、ケーブルテレビを選択せず加入されないと判断された方が多かったということが原因でございます。以上です。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 続きまして、目10活性化対策費でございます。右ページの説明欄に記載しておりますけど003人口定住促進事業として、土地開発公社運営費補助金、人件費、経費、支払利息の減に伴いまして、728万9,000円の減額、空き家情報バンク活用応援事業補助金が決算見込みによりまして、80万円の減額で、合計808万9,000円を減額補正するものであります。

次に005ふるさと美祢応援寄附金事業でございますが、寄附金額が決算見込みから92万5,000円増額となることから、寄附金の増額分92万5,000円を元本積立金として、またこれに伴い寄付者への贈答品代として、報償費36万円の計128万5,000円を増額補正するものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 内藤国体推進課長。

総務部国体推進課長（内藤賢治君） 続きまして、目13国民体育大会費でございます。これは国民体育大会の開催におきまして、経費削減に努めた結果、残額が出ましたので、実行委員会補助金を701万3,000円減額補正するものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 同ページの一番下でございますが、14公共交通対策費でございます。001生活バス路線維持事業費を487万2,000円増額補正するものでございます。これは実績に伴う増額補正でございますが、全体的には、バスの利用者の減少が主な原因と思われませんが、その中でも以前距離制運賃として運行しておりました旧カルスト号というのがございますが、これを定額運賃200円、一回乗車200円のアンモナイト号に移管したことにありまして、旧カルスト号を移管された船木鉄道への補助金が増額したことが主な原因でございます。

それと続きまして、ページが飛びますが、1-36、1-37ページをお開き下さい。4款衛生費・4項病院費・2目美祢社会復帰促進センター診療所費でございますが、001美祢社会復帰促進センター診療所運営事業として、393万9,000円を減額しております。これは美祢社会復帰促進センター内の診療所の診療実績によります減額補正でございます。

委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 続きまして、1-40ページでございます。7款商工費・1項商工費・2目商工振興費、001商工振興経費のうち、美祢あきない活性化応援事業補助金を実績に応じて、236万5,000円減額し、商工振興費総額を8,678万5,000円とするものでございます。当初5件の申請を見込んでおりましたが、美東町大田で1件、大嶺町東分で1件の現在までに2件の申請に留まっておりますので、差額を減額するものでございます。

続きまして、5目道の駅管理経費におきまして、001道の駅管理経費のうち、指定管理料を48万7,000円増額するものでございます。道の駅おふくにおきましては、温泉の加温を灯油で行っておりまして、3ヶ月に一度、旧美祢市内の7業者におきまして、単価入札により納入業者を決定しております。基本単価につきましては、指定管理申請時の平成22年秋時分の灯油単価61から66円であり、この前後の価格も考慮して、66.5円として収支の積算されておりました。昨年4月から9月までの灯油代が収支計画の単価に比べ高騰したため、約73円から82円程度まで高騰しておりまして、基本協定第28条指定管理料の変更並びにリスク分担表により高騰した燃料代の一部を指定管理料とするものでございます。

続きまして、8目十文字工業団地給水施設費、15工事請負費におきまして、001十文字工業団地給水施設費のうち、管路布設工事費を218万4,000円減額し、277万6,000円とするものでございます。これは、本年度、リーディングプラザ十文字に企業が進出する際に、給水管の延長布設工事をする事としておりましたが、今年度については企業進出がございませんでしたので、減額をするものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 奥田財政課長。

総務部財政課長（奥田源良君） それでは補正予算書少し飛びますけど、1-50、51ページお開き願いたいと思います。こちらは12款公債費でございます。利子を1,469万4,000円減額してございます。これは、平成23年度に支払う利子が確定したことによる減額でございます。ここでの利子は、平成21年度までに借り入れた市債の利子と平成22年度債として借り入れた利子が主なものでございますけど、平成22年度債の借り入れ利率が予算編成時に予定しておりました利率を下回ったことから、減額するものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは補正予算書の1-14ページ、1-15ページをお開き願います。1款市税・1項市民税・目の2法人、現年課税分を6,455万3,000円増額補正するものでございます。これは、予算編成時に経済情勢も不安定なことから、割と堅めの予算を見積もっておりましたが、実際のところ一部の事業所において、業績好調なところもあり、増額するものでございます。

次にその下の2款地方譲与税・2項自動車重量譲与税・目の1自動車重量譲与税

でございます。これにつきましては、2,860万6,000円減額補正するものでございます。これは、昨年3月11日に発生しました東日本大震災により、国内自動車生産が約1ヶ月間停止したことなど等により、新車販売が落ち込んだことによるものでございます。

次に、8款自動車取得税交付金・1項自動車取得税交付金・目の1自動車取得税交付金でございますが、これは1,231万円減額補正するものでございます。この理由といたしましては、先程説明しました自動車重量譲与税と同じ理由によるものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 奥田財政課長。

総務部財政課長（奥田源良君） それでは続きまして、10款地方交付税でございます。地方交付税普通交付税を1億3,980万1,000円増額してございます。これは歳出の各事業の一般財源とするものでございます。

委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） 1-16ページをお願いいたします。

8目十文字業業団地給水施設費、工事請負費におきまして、001十文字工業団地給水施設のうち、給水団地給水使用料を218万4,000円減額しております。これはリーディングプラザ十文字に8社進出をしていただいておりますが、この大口の利用者が節水の努力をされているために減額をするものでございます。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 2枚めくって頂きまして、1-20、1-21ページでございます。14款国庫支出金・3項委託金・3目衛生費委託金でございますが、美祢社会復帰促進センター診療所管理委託金として、393万9,000円減額補正をしております。これは先程歳出のほうでも申し上げましたが、実績により減額補正しております美祢社会復帰促進センター診療所運営業務に対する国からの委託金でございます。

その二つ下の表の15款県支出金・2項県補助金・1目総務費県補助金でございますが、生活バス路線対策事業費補助金を45万7,000円増額補正しております。これにつきましては、生活バス路線維持事業の実績に対する県からの補助金でございます。

委員長（安富法明君） 奥田財政課長。

総務部財政課長（奥田源良君） それでは補正予算書、補正予算書 1 - 26、27 ページをお開き願いたいと思います。こちらは21款市債でございます。こちらの表の一番下になりますが、55目退職手当債でございますが、こちらで2億円を追加しております。勸奨退職者等が増加によりまして、退職手当が増加したことによるものでございます。

なお、議会運営委員会で依頼のありました市債の交付税措置につきまして、参考資料を机上のほうへ配付しておりますので、こちらをご準備頂きたいと思います。

別紙1、平成23年度3月補正予算にかかる市債の交付税措置というふうに題が付けてございます。A4一枚紙の紙でございます。こちらにつきましては、表の左端から予算書の目の名称を、次は起債の目的を、次に充当率・算入率を、次は、今回の補正後の限度額を、また備考欄には地方債の事業名を記載してございます。一番上の上水道事業一般会計出資債につきましては、ご説明させていただきますけど、事業費の100%を充当することができ、後年度において、支払うこととなる元利償還金に対しまして、地方交付税で措置される割合であります参入率は、50%であることを示しております。以上でございます。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 前後して申し訳ございません。1-24、1-25をお開き下さい。17款寄附金・1項寄附金・2目総務費寄附金でございます。既定額455万円に対しまして、92万5,000円増額補正し、547万5,000円とするものでございます。右ページに記載してございますが、先程歳出でもご説明いたしましたけど、ふるさと美祢応援寄附金として、当初170名、255万円を見込んでおりましたが、決算見込みから92万5,000円増額するものでございます。結果、250名、347万5,000円となる見込みでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 最後に繰越明許費について説明いたします。1-6ページ、1-7ページをお開き下さい。総務費・総務管理費、電算システム改修事業として、3,916万5,000円を計上いたしております。これにつきましては、平成24年7月に予定されております改正住民基本台帳法の施行に合わせまして、平成23年9月補正にて予算化されたものでございますが、当初は

平成24年3月までに各自治体によりシステム改修を行うものとされておりました。ところが、現在国からのこのシステム改修に対する情報開示が非常に遅れておりまして、これによりまして、システム改修を進めることができずに繰り越しとするものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 1 - 29ですが、秋芳地区のケーブルテレビの加入率は68.4ということですが、この加入促進事業はこれで打ち切りなのでしょうか。今後またこうした企画が持たれるのでしょうか。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 三好委員のご質問にお答えいたします。加入促進期間は平成23年10月末をもって終わっております。何回か延長をさせていただいた訳でございますが、最終的にはほぼ横ばい状態ということが続いております。それともう一つはそういう加入促進期間ということで、早くに加入された方との公平さというのも出てきますので、今のところはもう平成23年10月末で打ち切りということにさせて頂いております。以上でございます。

委員長（安富法明君） 三好委員よろしいですか。ほかに質疑がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。はい。本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。それではこれより議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） はい、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第5号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 黒い背表紙の水道事業会計の補正予算書をお開きください。議案第5号美祢市水道事業会計補正予算(第2号)のご説明を申し上げます。このたびの補正では、決算見込みによりまして、収益的収支、資本的収支を収入支出とも補正しております。

はじめに、概要を申し上げます。1ページをお開き下さいませ。収益的収入及び支出でございますが、収入では、第1款上水道事業収益を250万円増額、営業外収益を104万9,000円増額しております。第2款美祢簡易水道事業収益では、営業外収益を213万1,000円減額、第4款秋芳簡易水道収益の給水負担金を営業収益を18万3,000円増額しております。これによりまして、収入合計額は49万7,000円の減額となりまして、6億3,898万7,000円になりました。

次に支出でございますが、次ページをお開き下さいませ。支出では、第1款上水道事業費営業外費用を104万9,000円減額、第2款美祢簡易水道事業費の営業費用を330万円増額、営業外費用213万1,000円減額しております。これにより、支出合計額は12万円の増額となっております、当年度純利益は887万7,000円になりました。

次に資本的収支の補正をしております。まず、収入でございますが、第1項企業債を2,060万円減額、第2項繰入金を1,501万5,000円増額、そのほかに第3項負担金及び寄付金を1,154万1,000円、第4項国庫支出金を672万円、第5項出資金を540万円、それぞれ減額補正しております。

次に3ページにまいりまして、支出でございます。建設改良費を3,303万8,000円減額しております。この補正により、支出合計は5億6,540万9,000円となりまして、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億8,578万円は、当年度分消費税及び地方消費税収支調整額1,111万5,000円、過年度分損益勘定留保資金2億3,886万9,000円及び当年度分損益勘定留保資金3,579万6,000円で補てんするものでございます。

では、各補正につきましてご説明を申し上げます。次の4ページ予算実施計画書をお開きください。収入でございます。第1款上水道事業収益・第1目給水収益の水道使用料を250万円増額しております。これは、水道使用料の見込みによるものでございます。

次に第2項営業外収益でございます。第2目繰入金でございますが、104万9,000円を減額しております。これは、平成22年度に行いました工事で、上水道浸水対策工事というのがありましたけれども、その借入金にかかる支払利息に対する繰入金を減額するものでございます。工事の入札残の事業費分に対する借入利息と、工事をご存じのように繰越事業となりまして、繰り越しになった事業分は、計画より借り入れの時期が遅くなっております。そのため平成23年度の支払利息が予定よりも減少して、繰入金を減額するものでございます。

次に第2款の美祢簡易水道事業費でございます。第1項営業外収益・繰入金の一般会計繰入金を213万1,000円減額しております。これも、厚保簡易水道の取水施設の浸水対策事業の繰越事業分及び事業費の確認によりまして、予算残と借入時期の変更から減額するものでございます。

次に第3款の秋芳簡易水道事業収益でございますが、給水負担金を18万3,000円増額しております。これは、予算を超えて収入がありましたので、補正増額するものでございます。

次ページをお開きください。第1款上水道事業費・第2項営業外費用の支払利息を104万9,000円減額しております。これは、先ほどの繰入金の減額と同額でございます。

次にまいりまして、第2款美祢簡易水道事業費・第1項営業費用を増額しております。修繕の支出が増えましたことから、修繕費を330万円増額しております。

次に第2項営業外費用でございますが、支払利息を213万1,000円減額しております。これも、厚保簡易水道の浸水対策工事の支払利息が減じたための減額補正でございます、繰入金の減額と同額でございます。

次に資本的収入でございます。まず第1項企業債を2,060万円減額しております。上水道債は440万円減額であります。これは、今年度の上水道区域拡張事業の事業費が確定したため、不用額を減額するものでございます。

次に簡易水道事業債でございますが、麻生簡易水道水源増補改良工事、厚保簡易水道配水管布設替え工事の工事費が確定したことによりまして、不用分を併せて1,620万円減額するものでございます。

次に、第2項繰入金でございますが、他会計繰入金を1,501万5,000円増額しております。これは、簡易水道特別会計と水道事業会計を会計統合するため

の支援業務委託料分でございますが、会計統合時に特別会計の未払い金を水道事業会計が引き継いでおりまして、水道事業会計で支払ったため、繰り入れするものがございます。

次に第3項の負担金及び寄付金でございます。工事負担金を1,154万1,000円減額しております。これは、県工事、県道下関美祢線道路改良工事に伴う水道管移設の工事がございましたが、この工事負担金でございますが、事業費がほぼ確定しましたので、不要分を減額するものがございます。

次に第4項国庫支出金、第5項出資金でございますが、これらは、今年度の上水道区域拡張事業の事業費が確定したため、不要分を減額するものがございます。国庫支出金を672万円、出資金を540万円減額しております。

次ページ7ページをご覧ください。資本的支出のご説明を申し上げます。第1項建設改良費・第1目上水道配水設備改良費の委託料を1,042万1,000円、委託料を637万2,000円、合計1,679万3,000円減額しております。これらは、上水道区域拡張事業の事業費が確定したため、入札残を減額するものがございます。

次に、第2目簡易水道配水設備改良費でございますが、1,624万5,000円減額しております。麻生簡易水道水源増補改良工事、厚保簡易水道配水管布設替え工事の事業費が確定したため、入札残を減額するものがございます。

これで予算実施計画書のご説明を終わりますが、1ページめくられまして、予定損益計算書をお開きくださいませ。この補正の結果、10ページの一番下になりますが、営業損失は9,956万9,000円となりまして、1枚めくりまして、12ページ中程でございますが、経常利益は378万1,000円。これから特別損失、予備費を差し引きまして平成23年度の予定の純利益は88万7,000円を見込んでおります。これに前年度繰越利益剰余金の2,932万3,000円を加えまして、当年度未処分利益剰余金は3,021万円になる見込みでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 質疑がないようでございます。本案に対するご意見はござ

いますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第5号平成23年度美祢市水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第6号平成23年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） それでは、白い背表紙の平成23年度美祢市病院等事業会計補正予算書及び概要説明資料を用いて説明させていただきます。

今回の予算の補正は、収入において、業務予定量の決算見込みによる収益の見直し及び繰出し基準の変更等に伴い一般会計が負担補助すべき経費の追加補正を行うとともに、支出においては、給与費、材料費等の決算見込みによる調整を行い、美祢市立病院におきましては、昨年10月4日から原則全ての診療科で、院外処方に切り替わったことによる収益と支出の減額補正を行うものであります。

院外処方に切り替わったことによります影響についてご説明をいたします。通年ベースでの試算を説明いたします。

まず収益におきましては、投薬料の減を2億8,200万円、薬剤師が病棟での服薬指導を行うことから、薬剤管理指導料が400万円増と見込み、入院・外来収益では2億7,800万円の減と見込んでおります。

次に費用につきましては、材料費のうち、薬品費の減を2億5,900万円と見込んでおります。また、雑損失として、薬品購入にかかる消費税の減を1,300万円と見込んでおります。結果といたしまして、約600万円程度、マイナスに傾くものと見込んでおります。

ただ院外処方に切り替わったことにより、患者さんにとりましては、院外薬局に行く不便さを感じられるかもしれませんが、複数の医療機関にかかっている方にとりましては、薬の重複、薬の飲み合わせのチェックといった服薬の安全性を確保す

ることができます。

病院にとりましては、薬価差益額が減少するものの、薬剤師が病棟により参加することにより、医療の質、患者サービスの向上が図れ、また、看護師の業務改善も期待できるものと考えております。

それでは、予算書第2条に規定する業務予定量の補正についてご説明いたします。補正予算書1ページをお開き頂き、(2)一日平均患者(利用者)数の項目をご覧ください。

まず美祢市立病院ですが、入院患者数の1日平均131.7人を128.3人に、外来患者数の1日平均192.2人を187.2人に、透析の1日平均14.6人を17.1人に補正するものであります。

次の美祢市立美東病院につきましては、入院患者数の1日平均を98.0人から94.8人に、外来の1日平均185.1人を176.0人に補正するものであります。

次にグリーンヒル美祢についてですが、入所者数を当初は1日平均63人と見込んでいたものを64.6人に、短期入所者数を4.0人から3.3人に、そして通所の1日平均を19.0人から19.3人に補正するものであります。

そして、訪問看護ステーションにつきましては、訪問の1日平均20.0人を18.0人に補正するものであります。

続きまして、以上の事業量に基づく予算第3条に規定する病院事業等の収益的収支の補正予定額について施設ごとにご説明いたします。資料は、補正予算(第1号)概要説明資料の2ページをお開き願います。

まずは、美祢市立病院についてご説明いたします。病院事業収益として22億598万1,000円を計上いたしております。繰出基準の変更等に伴い、一般会計が負担補助すべき経費及び美祢社会復帰促進センター運営事業収益が増となりますが、外来・入院患者数の減及び昨年10月4日からの院外処方に切り替わったことによる投薬料の減により、1億4,148万7,000円の減額補正であります。

一方、病院事業費用におきましては、人事異動等に伴う給与費の減、また、先程ご説明いたしました業務予定量の変更及び院外処方に伴う薬品費の減により1億5,498万8,000円を減額補正し、21億9,070万円を見込んでおります。

続きまして、美東病院についてであります。病院事業収益として14億3,309万4,000円を計上しております。一般会計からの繰入金及び美祢社会復帰促進センター運営事業収益が増となりますが、外来・入院患者数の減により、2,743万8,000円の減額補正であります。

一方、病院事業費用におきましては、看護職を補充するということで、委託料が増えています。人事異動等に伴う給与費の減、また、業務予定量の減少による材料費の減により、2,669万3,000円を減額補正し、14億3,226万4,000円を見込んでおります。

続きまして、グリーンヒル美祢でございます。介護老人保健施設事業収益として3億5,804万7,000円を見込んでおります。一般会計からの繰入金が増ではありますが、入所運営事業収益、短期入所運営事業収益及び通所運営事業収益の減収が見込まれることから、その結果、245万4,000円を減額補正するものであります。一方、介護老人保健施設事業費用において、人事異動に伴う給与費の減等により132万2,000円を減額補正し、3億5,045万7,000円を見込んでおります。

最後に訪問看護ステーションでございます。訪問看護事業収益として、4,298万1,000円を見込んでおります。これは、利用者数が減ではありますが、一般会計からの繰入金の増により198万9,000円の増額補正によるものであります。

一方、訪問看護事業費用につきましては、退職給与金の増等により、117万4,000円を増額補正し、4,211万3,000円を見込んでおります。

以上の予算に基づく平成23年度の予定損益計算書について、ご説明申し上げます。最初にご覧いただいた補正予算書の11ページ、12ページをお開き願います。ここでは、病院等事業全体の予定損益計算書をお示しいたしております。12ページの下から3行目でございます。美祢市病院等事業における当年度純利益を2,351万4,000円と見込み、当年度未処理欠損金を13億4,945万3,000円とするものであります。以上をもちまして、議案第6号平成23年度美祢市病院等事業会計補正予算(第1号)に関する説明を終わりたいと思います。委員長(安富法明君) 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、高木委員。

委員（高木法生君） 一点ほどお伺いをしたいと思います。先程も12ページでもうご説明がありました。市長さんの議会初日での提案説明等々でもございましたし、平成23年度の美祿市の病院等事業の予定損益計算書におきまして、合併以来初めてとなります二つの病院が黒字に転じた。2,351万4,000円の純利益を計上する予定との説明がございました。大変喜ばしいことであろうかと思っております。このことは市長さんの選挙公約でもございましたし、二つの公立病院を存続させて、市民に安全・安心な医療と福祉のまちづくり目指された熱い志と言いますか、熱意と言いますか、そういうものがあったからこそと思っております。

また、これまで山口大学の先生方を始め、地元医師会など地域の皆様を含めた病院あり方検討会、あるいは両病院の健全化に向けた会議など、常に前向きに検討された大きな結果であったと私は思っております。

そこでと申しますか、これまで頑張ってくられました看護師さんあるいは先生方、こうした医療スタッフを始め、これに関わってくられました皆様のご努力に心から敬意を表したいと思っております。

そこで一点お伺いいたしますが、今年度の予定といたしまして、黒字を計上するとの見込みもございました。しかしながら、今後の状況も大変気になるところでございますが、この国の診療報酬の改定もありますし、医師の確保等大変流動的なこともございます。今後の数年と申しますか、五、六年中長期的な経営状況がどのようになるのか、もしおわかりになればその点をお伺いをしたいと思います。以上です。

委員長（安富法明君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今のご質問にお答えしたいと思います。新市発足以来、二つの病院を維持存続させるということで、持続安定的な経営を目指して参っております。それは新市発足直後に立ち上げました病院事業あり方検討委員会の答申を踏まえまして策定した病院事業計画プラン、これに基づいて着実に取り組んで来たところであります。

この計画プランと言いますが、平成23年度を周期としておりますので、現在病院事業局ではこの改革プランの検証を踏まえた上で、次期中期的な計画的な策定に取り組む準備を進めているところであります。

なお今後の見通しではありますが、厳しい医療事業を取り巻く環境ではあります

が、山口大学並びに県との協力を、関係を更に強め、医師確保に全力をあげて、この地域の医療を盤石なものにするよう努力して参りたいと思っております。

なお4月には新たに高橋先生を管理者としてお迎えすることが決まっております。全部適用の最大のメリットであります管理者を中心として、この自立的、効率的な経営をより一層進めていくものと考えておるところであります。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか、高木委員。ほかに。はい、三好委員。

医院（三好睦子君） 美東病院の入院患者さんの件ですが、今の時点で22年度決算時より103%増えてます。23年度の今の時点が入院患者数が3万4,689で、22年度の決算書見ましたら3万3,463人だったんですが、どういうふうに103%増えてるんですが、人数にしたら1,226人の増ということになっています。この中身で見ましたら、療養病床の方が860人に増えています。こういった面で看護師さんや看護助手さんの負担が増えてるのではないかと思います。

それで先程に看護師さんの補充があったと説明がありましたが、この補充は十分だったのかという点と。もう一件外来の患者数を見ましたら、美東病院の場合は3,000人減ってるんですね。これは何でだろうかと思ったんですけど、皆さんの中から泌尿器科なくなって困るという意見もありました。こういったことが影響してるのではないかと思います。他に原因があるのでしょうか、お尋ねします。

委員長（安富法明君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今のご質問にお答えしたいと思います。入院患者数が大変多くなっておるが、看護師の確保は十分であるかということだと思います。慢性的な看護師不足というのは、この地域に起こっております。しかしながら全部適用以降、これも全部適用のメリットであります。人事の柔軟な対応ということで、職員採用を不定期と言いますか、随時募集をしております。このあたりの確保に努めているところであります。お陰をもちまして、新規採用のみならず、中途採用等離職者の職場復帰等がスムーズに行われているところであります。

なおまだ私どもが望みます看護師の確保というのは、もう少し期待しておりますので、もし皆様方におかれましても、看護師さんで何か職場を求めていらっしゃる方がありましたら、病院事業局のほうにお知らせ頂ければと思っております。

続きまして、外来の減、外来患者数の減、美東病院のことをご指摘されたと思いますが、診療科目の再編に伴うものではないかというご指摘ですが、そうしたことに

対応するべく病院間のシャトルバスというのを運行しております。これは診療科を再編し、一つのほうに集約するということは医療の質を高め、より患者サービスを向上することに繋がりますので、何卒ご理解頂きまして患者様におかれましては、そうしたシャトルバス等をご利用頂きまして、利用して頂ければと思います。なお外来の減につきましては、確かに常勤から非常勤に変わったりしてるところが影響してることは否めない、私のほう認識しております。以上です。

委員長（安富法明君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 看護師さんの増員は今の課題と言われました。そして看護師さんを助けるという看護助手さんですね、そういった看護助手さんも増やさないといけないのではないかと思います。助手さんも看護師さんも本当に忙しいと思います。過重労働になっているのではないかと思います。それで疲れた体で医療労働者の方々が病気になられてしまうのではないかと心配してますので、極力看護助手さんも増やされる計画、今看護師ばかり言われましたが、看護助手さんもそういった計画がおりなののでしょうか。

委員長（安富法明君） 井上美東病院事務長。

病院事業局美東病院事務部事務長（井上孝志君） 三好委員の質問にお答えしたいと思います。今の現状ですけれども、確かに看護師は市立病院も美東病院も目一杯というか、ただ施設基準は満たしておりますので、それぞれ10対1看護の基準で行っております。

看護師不足をどう補うかということで、やはり両病院とも看護補助者の配置を考えて、かなり数を配置してきております。療養病棟につきましては、特に看護補助者の必要人数を、できるだけ正規職員で確保するように人数を確保しております。

それから一般病棟につきましても、看護師の不足を職員ではなかなか難しいんですけども、臨時職員、あるいは委託の職員という形で確保して、できたら一般病棟については、急性期看護補助加算というある程度看護補助者がおれば加算取れるケースがございまして、それを取ってやっておりますので、何とか厳しい中ですが、看護師を助ける形で機能していったところがございます。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 今、三好委員が言ったのは、病院の現場で過重労働になっちゃうといったんよね。過重労働というのは労働基準法違反なんじゃけど、それは認

めたということかね。

委員長（安富法明君） 藤澤病院事業局管理部長。

病院事業局管理部長（藤澤和昭君） 只今のご指摘ですが、法令に反するような意味での過重労働ということではございません。重い負担というのは、ここらで使ったのは、厳しい労働環境ということで、決して法令違反であるということを認めている訳ではございません。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに。山中委員。

委員（山中佳子君） 補正予算書の22ページですが、退職給与金というところで、市立病院のほうはゼロなんです、美東病院のほうは3,679万1,000円補正が組まれております。これは何人分の補正で、退職が多分多かったと思うんですが、退職理由など主なことが分かれば教えて頂きたいと思います。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 山中委員さんのご質問にお答えいたします。まず看護師につきましては、本年度5人の退職を見込んでおります。5人とも自己都合であります。それから栄養士が1名、これは勧奨退職によるものであります。それから医師につきましては2名。計8名を見込んでおります。以上終わります。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 補正が組まれたということは、その8名に対する補正なんでしょう。新たに8名出たということですかね。予定されていた以外に8名ということで、3,679万1,000円ということでしょうか。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 8名分の退職給与金を払うために不足する額を補正するものであります。

委員長（安富法明君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） それでは、この3月で全体で何人の退職者がいらっしゃるかわかりますか。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 山中委員さんのご質問にお答えいたします。23年度として美祿市立病院では4人、先程申し上げましたが、美祿

市立美東病院におきましては8人、グリーンヒル美祢で2人、訪問看護ステーションで2名を見込んでおります。（発言する者あり）看護師と医師も含めて、全てです。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに。南口委員。

委員（南口彰夫君） 病院の現状が非常に厳しいというのが、一つは経営上の問題、資金のやりくりということに関しては、非常に良く苦勞してやられていると。しかしながら医療スタッフ、特に看護師おそらく医師もそうなんだろうと思いますが、その確保に四苦八苦しると。

そこで率直に市長に各論の話、小さな話ばかり聞きよると、このまま行くと、病院の存続そのものがどうなるのかなという不安が出て来るんですいね。市長もよくご存知のように山陽小野田市の白井市長。これは本当苦渋の決断で山陽中央病院がああいう結果になりましたが、病院のただ単に資金経営上の問題だけでなく、医療スタッフが確保できない。それから市民の診療科目、要望の強い診療科目にとりわけ医者も含めてですね、非常に苦勞された結果あんなんです。今のままで行くと、美東の共立病院も医師やそれから先程の看護師の過重など、これが労働基準法や法の遵守は守られているが、やっぱり過重だということになれば蔓延した医療スタッフの不足に悩まされて、将来的には病院の維持が困難になるのではないかとこの心配が生まれて来るんですね。

そうしたところでは、おそらく4月はいろんな意味で議論になってくるだろうと思うんです。そうした点を踏まえて、きちんとした今後の見通しを説明して頂けなければ、このままではそれなりの市民の中である不安なり心配を結局助長してしまうんじゃないかと。できないなら、きちんとした説明ができないということなら、それはそれでかまいません。以上よろしく。

委員長（安富法明君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 先程来いろんなご質問賜りました。高木委員のほうからは非常にお褒めの言葉を頂戴いたしまして、私もお褒めの言葉というのは励ましの言葉だろうというふうに理解をしておりました。

この4年間二つの公立病院を市立病院を保っていくということは私の公約でもありましたし、高齢化が進んでおって、そして470平方キロを超えるこの市の面積の中で過疎化も進んでおるということで、絶対この二つの市立病院を保っていくと固

い信念でやって参りました。

今、地方公営企業全部適用いたしまして、この4月からも高橋管理者に来て頂くということで、この3月までは山大の医学部の教授でいらっしゃいますけれども、非常に優秀な方を病院事業管理者としてお迎えができると。今私が兼ねてこの1年間は市長と管理者を兼ねてやらせて頂きましたけれども、兼ねてやった上であっても、先程話をして頂きましたように高木委員のほうから、この年度においては、両病院において単年度の黒字が果たせたということでございます。

それと先程三好委員のほうからですね、非常に看護スタッフが不足してるんじゃないか、過重労働ではないかというふうなお話がありました。先程部長のほうからも申しあげましたけども、どこの職場でも非常に厳しい環境下でお仕事されておられると思います。病院においても本当に体を痛められた、病められた方を相手にですね、人を相手にする仕事というのは本当に大変だろうと私も思っております。そういうふうな中で一生懸命仕事しておいていただく。但し、法で定めるスタッフが不足をしておるということは一切ありませんので、ちゃんと看護体制はできておるといことです。それと今、山中委員のほうから退職者の数ほど聞かれましたので、皆、今、担当課長のほうからお答えを申しあげたけれども、退職をされたということは、それに併せて補充もしておるといこともご理解頂きたいといことです。

ですから、今後先程高木委員が今後5年間程度どうだろうかというふうにおっしゃいましたけれども、一番難しかった合併後の4年間を両病院を存続させることができたといこと、そして経営基盤をこの4年間きっちり固めることができたといことは、今後四、五年についても、その後についても、この二つの病院はちゃんと存続できる形に出来たと私は思っておりますし、またその思いで、今後も病院経営のほうやっ行ってきたいというふうに思っておるといことです。ですから、市民の方々がどうか安心をして頂きたいというふうに思っております。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかに。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと小さいことなんで大変恐縮なんですけど、いわゆる貯蔵品ですよね、薬剤を含めて、院外薬局を市立病院のほうも実施されたと思うんですね。それで、例えば22年度の貯蔵品の残高、今回23年度が2,659万5,000円という予定貸借対照表ではなってますよね。24年度見てみますと2,5

39万5,000円、余り変わってないんですね。ですから院外薬局をやって在庫がどのように変わったのか、そして今この金額は適正であるかどうか、ちょっとその辺だけを教えてくださいたいです。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 竹岡委員さんのご質問にお答えいたします。美祢市立病院の貸借対照表の中に貯蔵品というのがありますが、委員さんおっしゃられますように、22年度決算額が2,779万5,000円で、予定貸借が余り減ってないんじゃないかということのご指摘だと思います。今この貸借対照表の作成に当たりましては、両病院とも22年度の決算額をベースに資産減耗費がありますので、それを引いたものがここに上がってくるという考え方で作成いたしております。決算では当然院外薬局なりますと、当然在庫抱えなくて済むようになりますので、当然に貯蔵品は減り、現金預金のほうが増えるというふうにはないかというふうに思っております。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと分かりやすく説明して頂きたいんですね。例えば、院外薬局やってない時にどれぐらいの在庫があって、23年度の末が2,659万5,000円ですか、予定してると。しかしながら、24年度も2,500万以上組んでおられるんですね。そうしますと、院外薬局の効果、いわゆる適正在庫というものが考慮されてるのかなという気がいたします。患者数、入院・外来患者数等見ても、その比率からすると美東病院は800万ぐらいですね。じゃから、院外薬局の利用率が非常に低いのか、その辺もよく分かりませんので、含めてご説明頂ければと思います。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 竹岡委員さんのご質問にお答えいたします。平成23年1月末の貯蔵品の残高が3,849万です。現在24年の1月末の貯蔵品残高は実際は1,793万5,000円となっております。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 他に質疑がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 質疑はないようでございます。本案に対するご意見はござ

いませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第6号平成23年度美祢市病院等事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は前の時計で10時55分にしたいと思しますのでよろしくお願いをします。

午前10時43分休憩

午前10時57分再開

委員長（安富法明君） それでは再開をいたします。次に議案第7号平成23年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） それでは黄色い背表紙の補正予算書をお開き下さいませ。議案第7号美祢市公共下水道事業会計補正予算(第1号)のご説明を申し上げます。このたびの補正では、予算第3条収益的収入及び支出の下水道使用料の増額、委託料の減額補正をしております。

まず収入でございます。1ページの概要で申し上げますと、収入では営業収益を560万円増額しております。これにより、収入合計額は4億8,339万3,000円になりました。

次に支出でございますが、営業費用を249万7,000円減額しております。これによりまして、支出合計は4億4,529万7,000円となりました。

3ページの予算実施計画書をお開きくださいませ。収入の補正でございますが、営業収益の下水道使用料でございます。使用料の増加が見込まれるため補正するものでございまして、560万円増額しております。

支出の減額は、営業費用、処理場費の委託料でございます。水質分析委託料の入札減によるものでございます。

5ページをお開き下さいませ。23年度の予定損益計算書でございますけれども、5ページ中程、営業損失でございますが、1億5,165万5,000円、次ページにまいりまして中程でございますが、経常利益は4,643万6,000円でございます。これから予備費を差し引きますと、当年度純利益は4,543万6,000円になります。前年度繰越利益剰余金の6,173万7,000円と合わせまして、当年度未処分利益剰余金は1億717万3,000円になる予定でございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） すいませんちょっとまた細かいこと聞きたいんですが、委員長申し訳ないんですが、下水道料金の徴収は水道課と連動してるんで、ちょっとその辺も併せて質問してもいいですか。

委員長（安富法明君） はい、どうぞ。

委員（竹岡昌治君） それじゃですね。下水道料金を水道課が徴収してるわけですね。水道課のほうに預かり金というのがあるんですが、その性格と、それから下水のほうの流動資産のその他の未収金、若しくは営業未収金入ってるかどうか、いわゆる下水道課が徴収したまんま期末に動かさず、そのままになってる場合があり得るという想定で質問しているわけですから、それはありませんよというなら、この質問は取り下げたいと思うんですが、その辺をちょっと教えて頂きたいと思えます。

委員長（安富法明君） 質問の趣旨が分かりましたでしょうか。はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 竹岡委員のご質問でございますが、月末若しくは年度末に水道と一緒に料金を徴収することになりまして、水道のほうから下水道に未達いう状態のことを言われているのではないかと理解しましたが、よろしいでしょうか。

水道と一緒に下水道の料金を徴収することによりまして、月末に水道事業のほうに入るようになっております。水道事業から下水道事業のほうにその料金を振り替えるには、タイムラグがある関係で、月末には下水道のほうに入らないというシステムになっておりますけれども、貸借対照表におきましては、水道のほうには預か

り金として、水道のほうに入ってきたものですから預かり金として表示はされております。下水のほうですけれども、下水道のほうでは調定をしてありますので未収金となってはおりますけれども、下水道の状態からいうと現在ではまだ入金がありませんので、未収金のままの状態が表示されるようになっております。それが現在の貸借対照表上における表示の仕方でございます。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） そうするとですね、今、下水道料金は水道会計では預かり金においてあると。そうするとですね預かり金が2,720万あるんですね。これが全部下水道料の未収金ということになると、営業未収金、下水道のほうは1,979万9,000円ですから、預かり金のほうがはるかに大きいんですね。ですからその辺のバランスがちょっと意味が分からなかったんで質問したんですが、その辺はどうなんですかね。

委員長（安富法明君） はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） おっしゃるように予定貸借対照表では2,720万預かり金がございますけれども、この預かり金の中には下水道使用料だけではなく、コミプラの使用料、農集の使用料が含まれています。すいません、この内訳は今手元に持っておりませんが、下水道料金の預かり、農集の預かり、コミプラの預かりで2,720万円を予定しております。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はっきり返事をされてたほうがいいと思いますが、今、ほとんど未収金はないということになるがというふうに質問者が言っております。

はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 下水道のほうにあがっております営業未収金は1,979万9,000円を予定しておりますけれども、この営業未収金が下水道使用料の営業未収金として予定しております。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ではですね、今のコミプラとか農集とか、それから下水のほうの、できたらちょっと預かり金の内訳を、後から調べてご報告願いたいと思います。それからこれは市長にお尋ねなんですけど、いわゆる繰越の余剰金と言いますか、大きく出てるわけですよね。ここら当たりでぼちぼち修繕引当金と言います

か、そういうものを組むというお考えはあるかないかお尋ねしたいと思います。

委員長（安富法明君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 竹岡委員、おそらくですね、この公共下水道事業もう開始をされて何年かいな、平成元年からですから24年目になります。当然のごとく更新をする時には、非常にお詳しいから釈迦に説法ですけども、三条予算のほうで現金の支出を伴わないものをストックしておりますので、四条のほうで使うというふうにしてますから、大きな更新はできますけれども、しかもう24年も経過してるということで、大きな修繕はこれから起こってくる可能性は高い。度々起こるということをお私が申し上げると、市民の方が不安に思われますでしょうから、そういうことは申し上げません。しかし、私どももきっちりそういうふうな補修しておりますので、但し万が一大きな補修が修繕が起こってくると。それが重なってくるということがあり得るかも知れません。災害なんかそういうことがありますので、ですからそれに併せた修繕引当金ですかね。それををストックするというのも必要かなという私の認識もございます。その辺でちょっと今の回答は、置かせて頂きたいと思えます。その辺は考えておるということをご認識を頂きたいと思えます。

委員長（安富法明君） 竹岡委員さっきの資料というか、詳細な資料の請求については、時期的なものはどう考えておるんですか。（発言する者あり）所管課のほうは資料請求と言いますか、今の内訳について請求について、午後あたりに答えられるでしょうか。大丈夫です。（「はい」と呼ぶ者あり）午後の審査に提出をして頂きたいというふうにお願いをしておきます。そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは次に本案に対するご意見はございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第7号平成23年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第19号美祢市男女共同参画推進条例の制定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 議案書の19 - 1ページをお開き願いたいと思います。議案第19号は美祢市男女共同参画推進条例の制定についてでございます。

第1条に示してありますとおり、本条例は男女共同参画を推進するための基本理念を定め、市民及び事業者の責務をあきらかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本事項を定めることにより、市・市民及び事業者が共同して男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とするものであります。

基本理念を二つ後の第3条に明記しておりますが、平成22年の3月に制定をさせて頂きました美祢市男女共同参画しあわせプランにおいては、基本理念を認め合い支え合いともに歩むまち美祢といたしまして、既に男女共同参画に関する様々な諸施策を展開しているところでございますが、本条例の制定をもちまして、本市の男女共同参画事業の推進というものが明確に位置付けられることとなるものでございます。

なお本条例は平成24年4月1日から施行するというご提案をいたします。説明は以上です。ご審議のほどよろしく願います。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、布施委員。

委員（布施文子君） 質問をいたします。事業者の責務ということが入ってるんですが、事業者の責務についてはどのような方法で扱われるおつもりか、事業者についてということの説明をまずお願いします。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） 布施委員のご質問にお答えいたします。今、男女共同参画推進委員の中にも市内の民間事業者の方もご参画を頂いております。課題の一つといたしまして、男女共同参画というのは啓発活動というものが非常に希薄であると、もっともっと啓発すべきであるということで重要な課題と位置付けられておりまして、各事業様においても学習会などの時には参加のご案内をしたりとかいうことで、事業者というのは市内の企業でございますが、そこにおいて

も社内において男女共同参画という推進についてご検討願いたいということで、事業者の責務という言葉を使っている次第でございます。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、布施委員。

委員（布施文子君） もう一つ質問ですが、この条例ができたということ大変異議あることだと私は思っております。全ての人の人権に関わる、男女差別なく人権にかかる問題であると認識しておりますが、個々の問題について、例えばDVだとかというような相談窓口はどのようになっていますでしょうか。

委員長（安富法明君） 末岡地域情報課長。

総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君） ご質問にお答えいたします。相談窓口についてでございますが、市では人権という広い意味におきましては、人権対策室ということで地域福祉課が所管しておるところがございます。それとは別に、我々も周知はいたしておりますけど、県におきましてそういう人権に対する相談窓口というのもございますので、そういうところでもなかなか市内で聞きにくいことという面ではそう言うところで、お聞きになられるという例がございます。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか、布施委員。ほかに質疑はございますか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 質疑がないようでございます。本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第19号美祢市男女共同参画推進条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第20号美祢市職員定数条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは議案書の20-1ページ、それと別冊にあります参考資料1ページでございますが、ご覧頂きたいと思っております。

議案第20号は美祢市職員定数条例の一部改正についてあります。消防職員の定数を59人から62人に改正するものであります。市民の安全・安心を保持するための美祢市消防本部の組織力と機動力を維持するために、適正な人員を確保する必要があることから改正するものであります。平成24年度以降の退職者の状況や、県消防長会の取り決めによる県消防学校教官、防災ヘリコプター航空隊への職員派遣、救命士の養成等を踏まえ、今後、計画的な採用を実施するにあたりまして、今回改正するものであります。説明は以上です。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第20号美祢市職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第21号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは議案書綴りの21-1ページから21-4ページになります。参考資料につきましては2ページから8ページになります。ご覧頂きたいと思います。

議案第21号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてであります。本市では、山口県市町職員実務研修実施要綱に基づきまして、職員の能力・資質の向上のため、職員を県に派遣いたしておるところであります。

当実務研修の所属先につきましては、多岐にわたっておりまして、県庁を始め山口県東京事務所など県外への配属も想定されることから、職員を派遣する体制を整

備するため、所要の改正を行うものであります。

それでは改正の主な内容につきましてご説明申し上げます。第1条の美祢市一般職の職員の給与に関する条例では、地域における物価等を考慮して、民間賃金の高い地域に勤務する職員の給与水準の調整を図るために支給いたします地域手当、異動等に伴い、やむを得ない事情により単身で生活することとなる職員へ支給する単身赴任手当の条項の追加をいたしております。また期末勤勉手当を積算するための基礎額に地域手当を含めるための改正を行うものであります。

次に21 - 2ページになりますが、第2条の美祢市職員等の旅費に関する条例では、赴任に伴います移転を行う場合に、その費用を賄うものとして支給される旅費、いわゆる引越し代に当たるものなのですが、移転料、住居地の移転が行われた場合に、新住居地に到着後の諸雑費に充てるために支給する着後手当、赴任に伴って扶養親族を移転するのに必要とする費用に充てるために支給する扶養親族移転料の項目の追加を行うものであります。以上で説明を終わります。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

委員（三好睦子君） 議案の参考資料の5ページなんですけど、第34条の2と3と4について、この中で更に給与、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれの100分の云々とあって、支給することができるとあります。改正前は今の給与のほかに扶養手当、地域手当、住居手当という文言はないんですが、改正前は給与の100分の80に相当する金額を支給するとあります。改正後は支給することができるとあるんですけど、これは一見前進かなと思いましたが、変更後の支給することができるということは、支給できないこともあるよということではないかと思ったんですが、これどうなんでしょうか。これでは後退ではないかなと思ったんです。そして2と3と4ですか、結核や心身の故障の時と書いてあるのに、これでいいのでしょうか。

委員長（安富法明君） 倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） 今回改正に併せまして、できる規定のほうに変更しております。これにつきましては基本的に育児休暇等取られた方につきましては、期末手当等が支給がなされませんので、それ等踏まえまして今回改正に併せまして、このできる規定ということでの改正を併せて行ったものでございます。基本的には

全て支払うというものでございませぬので、逆に言ったら今までの改正が若干訂正的なものがございましたので、併せまして改正をさせて頂くものであります。

委員長（安富法明君） 三好委員よろしいでしょうか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 支給すると、支給することができるかとあるんですけど、その基準というか、ラインとか何か基準とかいうのは、別に定めてないですよ。どうなんでしょうか。ただこの結核や心身の故障のところにはひっかかるんですけど。

委員長（安富法明君） 少し休憩を取りましょうか。よろしいですか。はい、村田市長。

市長（村田弘司君） あのですね、この現行と改正案の文言を良く比べられたらよく分かると思うけれども、改正案のほうには、例えば34条の第2項ですね、今回加えたのが、給与、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当ということがありますよね。その該当する職員がその手当を全部貰っとるわけではないんですよ。これできるとしてしまいますと、手当を貰ってるがごとく全部ってなってしまうんで、だからどっかの部分だけ手当貰ってても支給できますよと、することができますよということができる規定です。だから後退してるわけじゃない。きっちり日本語の文言に併せてこの条文は作ってるということで、この条文そのものも国が定めてる条例準則を使ってるもんですから間違いありません。

委員長（安富法明君） よろしいですか。他に質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。本案に対するご意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第21号美祢市一般職の職員の給与に関する条例及び美祢市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第22号美祢市税条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） それでは議案第22号美祢市税条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の22-1ページをお開き下さい。参考資料につきましては、9ページとなります。

本議案は、このたび、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律、東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布、施行されたため、美祢市税条例の一部を改正するものでございます。改正の主な内容としましては、平成25年4月1日から市たばこ税の税率を旧3級品以外のたばこ1,000本につき4,618円から5,262円、旧3級品のたばこ1,000本につき2,190円から2,495円にそれぞれ引き上げること及び平成26年度から平成35年度までの間、個人市民税の均等割の税率を年額3,000円から3,500円に引き上げること等が主なものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございますか。

はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 10年間に市民税が500円加算されるということなんですけど、10年間これがずっと加算されるんですね。確認ですが。

委員長（安富法明君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） そういうことになります。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） ないようでございます。本案に対するご意見はありませんか。よろしいですね。（発言する者あり）はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 市税条例に反対ですけど、相談してませんからもし意見が違うようでしたら退席します。市民の税金が上がるということに対して納得いきません。そして、個人の市民税の税率が10年間について、10年間500円プラスさ

れるということで、3,000円が3,500円が10年間続くということですよ
ね。だからそういった税の増額、増税にに対して反対です。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） 誠に申し訳ありません。討論遡って執行部の今の三好委員の
反対理由というのは、率直に私もようわからんのですよね。執行部のほうが聞いて、もし議員の反対理由と、執行部のほうがいや何かちょっともう少し理解して
もらえればという発言をする機会を与えてもらわなければ、いまのままじゃこの条例
改正案の趣旨にきちんと理解した上で反対されているのか、それとも執行部の説明
不足なんかが、私自身が良くわからんのですよね。ですから、ちょっとこの討論採
決のところちょっと遡って、もう一度意見の交換をさせて頂ければと思います。機
会を与えて頂ければと思います。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） ちょっとね。暫時休憩します。

午前11時32分休憩

午前11時33分再開

委員長（安富法明君） 再開をします。（発言する者あり）再開をしております。
只今一応質疑を打ち切ったわけですが、賛否を問うに当たりまして、反対討論がでま
して、議案説明の内容が良く理解ができてない部分があるのではないかとということで
異例ではございますが、再度質疑をいたしたいというふうに思いますのでご理解を頂
きたいというふうに思います。今、あれですかね主管課のほうで三好委員の言わんと
されることよう理解をされました。よろしいですか。執行部の答弁を求めます。は
い、小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） 三好委員の質問でございますけど、この度の50
0円の増額分の趣旨につきまして、私のほうから説明不足の点がありましたので説
明させていただきます。

この度の増額分につきましては、東日本大震災からの復興を図ることを目的とし
て、東日本大震災復興基本法第2条に定める基本理念に基づき実施する政策のうち
全国的にかつ緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要する費用の財源
を確保するために、500円増額するのでございます。以上でございます。（発言
する者あり）

委員長（安富法明君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 良く趣旨がわかりました。復興支援について支援しなければいけないというので、それはわかりました。たばこ税も上がっていくということも、それも支援に含まれているのでしょうか。市民の増税にならないかということで、ちょっと心配してますが。（発言する者あり）よくわかりました。復興に対してその500円を援助するよというのわかりました。

委員長（安富法明君） 小田税務課長。

総務部税務課長（小田正幸君） たばこ税の増税分なんですが、これは地方税にはたばこ税には、県税に関わるたばこ税分と市町村に関わるたばこ税分があります。現在旧3級以外のたばこにつきましては6,122円、県と市で徴収しておるわけですけど、この6,122円は変わらずに、6,122円の中に県のほうが市の引き上げ分の644円引き下げて、その引き下げ分を市のほうで引き下げるものでございます。

これは何故県から市に644円分が移譲されたということでございますけど、これは法人税の実効税率が引き下げることによって、全体で市と県の増収分というのが県が多くなって市の減収分が少なくなるということで、その増減収分の差額を補うための県から市へのたばこ税の移譲ということでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 三好委員だいぶんおわかりになったと思いますが。まだ反対をされますか。いいですか。よろしいですか。三好委員。

委員（三好睦子君） わかりました。私が思った時に、本当に市民に増税になるのではないかというのがあったので、言いましたけどよくわかりました。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） 今、たばこはわかりやすいんですけど、受益者負担ということについては、さっき開会の冒頭の委員長にお願いしたように、水道も含めながら今後受益者負担、特別に享受するものとか、また特定の地域がその行政のサービスを受けるためにはある程度の負担をする。このことに全て反対をするというのは、日本共産党の議員ではないはずなんです。だから、あくまでも公平な税、適正な税なのかどうなのかを議論する必要はあると思います。

但し、たばこの吸うというのは、日本の国内どんな公共施設に限らず、不特定多

数の人達が集まるデパート、スーパー、レストランも含めて禁煙が主流となり、それからおかつ、たばこを吸う人達をどうこうというのではなくて、ある程度それに関わる公害も含めてですよ。いろいろ適切な処置をして行かなければならない、そういう負担をどんどんどんどんあがってきているということについては、当然受益者負担の一部だということに繋がると思いますし、その他の税負担、例えば固定資産税であろうが、国民健康保険であろうが、その時その時を審議しながら、それが適切な値上げなのかどうなのかは一つずつ見ながら賛否をとって行くことが必要だろうと思います。そうした点から行けば、今回の税負担の理由はあくまでも受益者負担の一部であるし、それから東北震災に関わる日本の国民なら全体がある程度負担をしていくということなので、私は賛成の立場から意見を述べたいと思います。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですね。（発言する者あり）それではですね、只今ので質疑を終わります。再び本案に対するご意見はございませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第22号美祢市税条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長課長（松野哲治君） それでは議案書の23ページの1、それと参考資料の12ページをお開き下さい。

議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてでございます。本議案は山口県の事務処理の特例に関する条例第2条の規定に基づき事業者の岩石採取計画の許可等に関する事務及び事業者の砂利採取計画の認可等に関する事務につきまして、本年4月1日から山口県から権限移譲を受けることに伴い移譲される許認可事務にかかる手数料を新たに規定し、手数料条例の一部を次のように改正するものでござ

います。

別表その1に次のように加える。岩石採取計画の認可、1件につき5万5,000円、岩石採取計画の変更の認可、1件につき3万5,000円、砂利最採取計画の許可、1件につき3万7,700円、砂利採取計画の変更の認可、1件につき1万7,000円、以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 本案に対するご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それではこれより議案第23号美祢市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決をされました。

次に議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてを審査いたします。執行部より本委員会所管事項についての説明を求めます。篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） それでは、議案書それと議案参考資料及び本日机上配付しております参考資料をご準備頂ければと思います。それではまず、議案書の24-1ページをお開き頂ければと思います。

議案第24号は美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてであります。このたびの改正は、指定管理者の指定に緊急を要する場合等の指定管理者候補者の選定及び指定取消や天災等により指定管理者が不在となった場合の施設の管理を定めるため、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の所要の改正を行うほか、個別に定める指定期間を情勢に合わせて柔軟に対応できるよう関連する施設設置条例の所要の改正を行うものであります。

それでは当委員会所管事項についてご説明させていただきます。議案参考資料の15ページからの新旧対照表をご覧頂ければと思います。

まず第1条は、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正であります。このたびの同条例の改正は、1点目、同条例第5条になりますが、公募によらない指定管理者の選定等について、公募に対し申請がなかった場合や緊急を要する場合などには、本市の出資法人、公共団体、公共的団体に限らず指定管理者候補者とすることができるよう、また、2点目は、同条例第15条になりますが、市長による管理として、指定管理者の指定取り消しや天災等により指定管理者が管理業務を行えなくなった場合、市直営により管理が行うことができるようになるための改正であります。

17ページをお開き頂ければと思います。17ページからの第2条は、美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例、30ページお願いします。30ページ第11条は、美祢市道の駅おふくの設置及び管理に関する条例、31ページ第12条は、美祢市道の駅みとうの設置及び管理に関する条例、続きまして、32、33ページは、第13条は、美祢市美東都市と農村交流の館の設置及び管理に関する条例、34、35ページ、第14条は、美祢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例、36、37ページ、第15条は、美祢勤労者総合福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正であります。これらは、各指定管理者候補者選定審査会において、指定期間の見直し意見が出される事例があるなど、指定期間について、柔軟な変更を可能とするための改正でございます。

これらのことを一覧で整理したものが本日、机上に配布した参考資料でございます。1枚めくって頂きまして、資料1は、改正の目的、そして改正条文、改正する条例名を一覧で纏めたものでございます。右の改正する条例名の欄ですが、第1条と、 と から つまり第2条と第11条から第15条が当委員会所管の条例改正でございます。

続きまして1枚めくって頂きまして、資料2につきましては、改正条例の条文とその例規名称、そして施設、所管課、今回改正を行う事項を整理したものでございます。当委員会所管の第2条と第11条から第15条は、前述しましたとおり、指定期間について、柔軟に変更を可能とするため、指定期間を削除するものでございます。ご参考にいただければと思います。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。当委員会所管の議案第24号に関しましての説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

委員（三好睦子君） 議案の件ですけど、指定管理の期間が柔軟に対応できるようになったということなんですが、最大の期間というか最大の期日というか、それは設けてあるのでしょうか。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 只今のご質問にお答えいたします。最長の期間というのは特に定めておりません。（発言する者あり）定めておりません。今の現ガイドライン等では基準として示しております。概ね3年から5年という基準は、ガイドライン上では示しております。以上でございます。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 基準はあるけどと言われました。柔軟に対応と言えばちょっといいのですが、事業者が長く指定管理を受けたことで、競争心もなく、競争の原理がなくなって固定化してしまうのではないかとと思います。そうなった時に新しいグループが入りやすいといった、市長よく言われます、人材育成とか言われます。そして指定管理でも、仕事の内容、市の仕事を民間に降ろして、市民の活力を活かして育てていく。そして広く市民の方に公平にと思っておられる、市長さんは思っておられると思います。こうした市長さんの思いが届くかどうかちょっと心配なんです。やはりこういった時に先日もありましたが、新しい事業者、団体ですか、そういったのが入りやすいようにするための条例改正という文言は、この中にならないような気がしますが、その点どうなのでしょう。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 只今のご質問でございますが、指定期間につきましては当然所管課の考えもございしますが、まず審査会において、この公募するには、公募、非公募も含めて指定期間も含めて、まず審査会で決定されます。審査会に基づいて、それを決定事項を公募に移し、それを更に最終的には議会での議決を頂くという流れになろうかと思えます。従って、指定期間の説明については以上でございます。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 先般今までの審査会で審査会の決定と違ったことで変わった

ことがありましたが、こういった前例があるかないかと聞きましたら、前例はないと言われましたけど、条例の中に異議申し立てというか、そういった記述はこの中にあるのか、この分に出てきてないのか、お尋ねします。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 異議申し立てについては特に定めておりませんが、当然法律において行政不服審査法に基づく申し立てであるとか、そういったものが対象になろうかと思えます。異議申し立てについてはです。以上でございます。

委員長（安富法明君） ほかに。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） このように条例から指定期間が削除されるといいますことは、ほかの要項とか規約にその辺が明示されるんでしょうか。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 只今のご質問でございますが、基本的にガイドラインにその辺りは明記していきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） ガイドラインということは、各施設の指定管理の期間というものが、それぞれ個別に載せられるということでしょうか。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 基本的には一般的な規定ということになるかと思えます。ただ一般的な、先だってから市長、部長が申し上げてますように、施設に分けたガイドラインという名称にするかどうか分かりませんが、その施設に応じたガイドライン、基準というのを設けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 山中委員のご質問、先程の三好委員のご質問もですけども、重複してるところがありますよね。この条例上各施設の指定期間を削除することで、不安が生じられたんだろうと思います。

これは先程篠田部次長が申し上げましたとおり、選定審査会のほうでそれぞれの施設の特異性とか特色を考えて、弾力的に指定期間を設定していったほうがいいん

じゃないかというご意見がありました。それに基づいて、今回この条例改正をおこなっておるといことです。

例えばこれを100年にしようとか、50年にしようとかいうことは、とても考えられないことだろうと思います。収益的なものの施設についてはある一定の期間がないと、それが投資をしていって、その投資がどの程度でペイラインまで持っていけるかとかいうこともあります。

箱物については、単純に例えばこの部屋を貸すということであれば、そういうことはほぼ考えずにすむということです。ですから、いろんなこの美祢市において全国の自治体でも同じでしょうけれども、指定管理に出してるということは莫大いろんなことがある。前も申し上げた、今映してもらってる山口ケーブルビジョンも、実は指定管理に出してるということです。

ですからいろんなタイプがあるということで、それにあわせて指定期間をつくって行こうじゃないかと。それは選定審査会のほうでいろいろ審議をして頂いて、この施設についてはこの程度が妥当であろうということを出していただきたいと思っております。但し、闇雲に先程申し上げたように、50年とか100年とか、常識的に考えておかしいことは避けたいというふうに思ってますので、先程篠田次長が申し上げたけれども、今度ガイドラインという言葉使うかどうか分かりませんが、現行でいうガイドラインに相当するものに、その辺の上限的なものをきちっと明記していきたいというふうに思っております。

その上で審査会でその施設ごとに指定期間を出していただく、そして最終的には私までそのことが審査会の意見として回ってきますので、私の判断によってそれが適当かどうかまた判断いたします。そして私がそれが適当であると認めた段階で、議会のほうにそれを提示をして、議決が必要なものですから、これは法に基づいて、議会のほうでも審議をして頂くということで、何重にもチェックを設けて、その指定期間が出て来るとい形になりますので、今回こういう条例改正出しましたから、不安に思われたかも知れませんが、そういうふうな形でどなたが見られても不足がないように、不明な点がないようにちゃんとやらせていただきたいというふうに思っております。以上です。

委員長（安富法明君） はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 今、言われましたガイドラインに相当するものというものは

いつ頃までに出るのでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） もう既に作業に入ってます。今、今回この議会のほうにもおかけをしておりますので、ここ委員会それぞれの委員会、そして本会議、いろんなご質問とか、それらも反映させていく必要がありますから、具体的にはなるべく早いうちに作れというふうに指示はしてありますけれども、それとそれを受けた後、今度は専門的な立場で、この新しいガイドラインに相当するものを、どこに出しても市民の方にとって不足がないもの、そして平等性が保たれておることを法律的な専門の立場からのほうもチェックが必要ですので、その辺もいりますから、もうしばらくお待ちを願いたいと思います。今、全力でそのことをやらせておるということをご理解頂きたいと思います。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ガイドラインの見直しにつきましては、議決事項には当たりません。しかしながら、かねてよりいろいろな議員さんから意見が出ております。執行部におかれても、この度は全面的に一応見直してみようということでございますので、これは議長にお願いをしなくてはいけないと思うんですが、十分な機会を設けて頂いて、いろいろ今回に至るまでいろんな事案がございましたので、そういったものをスムーズに処理ができるような良いものになるようお願いをしておきたいと思っておりますし、議長には言いましたように機会を設けて検討させて頂くと、議会についてもですね、お願いをしておきたいというふうに思います。はい、議長。

議長（秋山哲朗君） 過去三度のガイドラインの見直しをやっておりまして、なかなかうまくいってない部分がありますので、当然より良いものを作って頂きたいというふうに思っておりますので、是非機会があれば議会等も検討して参りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

委員長（安富法明君） その上で何かありますか。（発言する者あり）いいですよ議案に対する意見はどうぞ。意見までいってないですが、質疑ですね。三好委員。

委員（三好睦子君） 今回の改正で指定管理が柔軟に対応して期日を設けてないということなんですが、指定管理でこの前からちょっと問題になった件で、12月じゃなくて家族旅行村と秋吉台リフレッシュパークの件で、これは外部監査で指摘があったと、外部監査で指摘があって、このようになったと。その指摘の中で一緒に

しなければならぬということじゃなくてしたら、どうだろうかという感じじゃったと思うんですよね。でした。

それで9月に一緒にしてもどうかという議案が上程されて可決された訳なんですけど。それを受けて公募かけられたんですが、公募かけられたのが10月だったような気がするんですけど、10、11、12とわずか2ヶ月ぐらいで、その期間というのは余りにも短いのではないかと思います。その指定管理についてこの度ガイドラインの見直しをしたいと言われましたが、そういった件は入っていないように思うんです。

市のために本当に過疎になってはいけない、市のために頑張ろうと思っておられる方が立ち上がられて、別にその結果的にはその何て言うんですか、だからその指定期間にするよといった公募かけられた時から、審査会に出すまでの受付をするまでの期間が余りにも短すぎるのではないかと思います。今回はリフレッシュパークについては、1年間の猶予が延びたんですけど。それは今回だけだと思うんですね。この指定管理の中に謳われているわけではないと思いますが、こういったことが起こらないようにするには、その事前の期間というんですか、それをもうちょっと長くしないと、新しい団体とか市がこうした指定管理を出してるから頑張ってみようかと思う方も多いと思います。特に若い方はこの美祢市何とかしたいと一生懸命頑張っておられるので、そういった面で期間を延ばすというか、そういったことは謳われていませんが、期間というか。

委員長（安富法明君） だいたい三好委員分かりました。公募期間を長くして下さいということですね。執行部のほうに答弁求めます。はい、篠田次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 只今のご質問に対する回答でございますけど、標準的な候補者選定スケジュールというのは、今もガイドラインで示しております。今後も当然定めます。

今回の反省は、基本的にはこの現行のガイドラインでは6月に条例改正ということでありましたけど、今回9月にそれがずれ込んだことから、公募の期間はやっぱり一定の期間設けておりますが、締め切りから審査会までのスケジュールがタイトであったということも反省するところでございます。

従って、今後のスケジュールについてはきちんとその辺を当然明記しながら、またこちらのほうもスケジュールを管理をしていきたいというふうに考えておりま

す。以上でございます。

委員長（安富法明君） よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

（発言する者あり）重要な件でございます。12時を回っておりますので、ここで休憩をしたいというふうに思います。午後の審査は1時15分からにしたいというふうに思います。よろしく願いをいたします。

午後0時05分休憩

.....

午後1時14分再開

委員長（安富法明君） それでは、休憩前に続き会議を開きます。午前中に議案第24号についての質疑を受けて参りました。引き続き質疑がございますか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） えっとですね、この議案について、これは総務企業委員会だけじゃあなくて、初日の建設観光、それから、きのうあったと思いますが教育民生。三つの常任委員会に関係をしている改正案と思います。そして、きのう夕べ8時半から建設観光委員会の中身が放映されました。それを見させていただきまして、ちょっと委員会のあり方って言いますか、議論の仕方、びっくりしたわけですね。

まずね、基本的なことをお聞きしたいんですが、特に今、指定管理者制度をより良いものにしていこうと。まあそういうことで、民間ノウハウを使うて行政コストを下げながら、そうはいつでも行政サービスも上げていかにゃあいけん。

こういう制度の中で、この条例改正をするという時に建設観光委員会では、もう一つの議案の家族旅行村の1年間延長の契約の問題について、二つが途中から一括審議をされてました。そして聞いてましたら、リフレッシュパークの応募から、公募して、応募があって、選定審査会があってという時系列で説明しろと。こういう話で一体何の議論をしているのかなあと思いながら、ずっと聞いてますと、そうしたものがあから何か変な力が動いたから、こういう条例改正をするようになったんじゃないかと。それこそ、奥歯に何か挟まったような言い方の中で、さらに出たのは、選定委員会に受け付けてから、書類を受け付けてから、選定委員会にこうなったと。そうすると、もうどうせ公開が原則ですから、河村委員は、執行部に指導しろ。なぜもっと指導しなかったか、教えなかったか。こればっかしなんですね。

ちょっと議長にもお尋ねしたいんですが、憲法の第15条、公務員は、全ての公務員は、ですから全ての公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないという原則があるんです。それを受けてもう一つは、地方公務員法の中には同じようなことが書かれてるんですね。全ての職員は全体の奉仕者として公共の利益のため勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。

まず、ああした時には、二つの業者が手を挙げられたということなんですが、なぜ片方にだけ、そうした指導しろ。まあ助言をしろ。私は、河村委員さん、何を言おうとしてるんか。公務員さんに法を破てと。法を破ちますと地方公務員、公務員の皆さん方は、罷免されても仕方がないですよ。これも憲法で決まっていますでしょう。それをやれやれといっている議論が、かなり長い時間やられたんです。私は聞いて、情けない美祿の議会やなあと。公務員の法を破れと。こういう言い方をしているわけですからね。

それを本当は委員長さんにもよくお聞きしようと思ったんですが、最終的に見てみますと何の討論もない。委員長さんも戸惑っておられたですよ。何の反対意見もないまんまに採決して、否決をされておると。こんな委員会運営が果たしていいんじゃないかと。よく河村委員さん美東じゃあ世話ない。こういうやり方とか、例を挙げながらやりよっちゃったけど。今は美東の議会じゃあないですよ。美祿市の議会なんです。

基本的な委員会のあり方について、ちょっと私、あのきょうは委員長さんでも来ていただいて、説明を受けたいなと思ったんですが、議長が同席されてましたからね。ちょっと議長にお聞きしたいんですよ。ああいう委員会が、あの運営がいいのなら、私たちも黙ったまんま反対するとかね。やはり議員ですから、賛成をするんならなぜ賛成をするのか。反対するんならなぜ反対するのか。その辺をきちっと議論した上でやるべきだと私はこう思うんですね。ましてや法を破てというような発言を、ずっと長時間やっておられるわけですよ。これに対してちょっと、議長の見解をちょっとお聞きしたいなあと思います。それから議論に入りたいと思います。

委員長（安富法明君） はい、ちょっと待ってください。今、竹岡委員のほうから議長に対する意見を求められました。本来質疑でありますので、本来なら執行部に対する質疑となるべきものだろうというふうには思いますが、この議案は所管事項

に分かれて審査をしておりますし、既に建設観光委員会が委員会で否決をしております。

そういうことから本案に対しては、非常に慎重にって言いますか、十分な議論をしていただきたい。のちに出て来ます意見、討論につきましても反対等がございましたら、十分していただきたいというふうに私は考えております。従いまして、今、竹岡委員が言われたことに対して、議長がもし発言がございましたらしていただきたいというふうに思います。秋山議長。

議長（秋山哲朗君） そうですね、合併して早いもので4年、最後の年を迎えておりますけども、ご覧のとおり先程からこの総務企業委員会は、安富常任委員長がこの委員会を仕切っておられるっていうのが、この議会のルールであります。

そして先程、一部の議員さんが偏った発言をされたということでもありますけども、基本的には、議員は公僕たれというのが基本であろうかというふうに思っておりますし、どちらに肩を持つということは、私はあってはならんことだというふうに思っております。そしてこの4年間私自身もそのような采配をしてきたつもりであります。

また、委員会運営、これは美祢市議会の会議規則というのがございまして、審査にあたっては、審査の順序というのがございます。それぞれ新市になりまして、旧美東町、秋芳町があったかもわかりません。旧美祢市のもありました。これを改めまして、新美祢市として美祢市議会の会議規則というのを作って、それぞれ、その当時は26名ですから26名の議員さんに配付しておりまして、当然この4年間、それに基づいて議会運営なり、その本会議の運営をしてきたつもりでありますし、その中の審査の順序というのが第90条というところに書いてございますけども、委員会における事件の審査は、提出者の説明及び委員の質疑のあと、もし修正案の説明及びこれに対する質疑があれば質疑ということでもありますけども、そののちに討論、表決の順序によって行うことを例とするというふうな会議規則がございます。

それに基づいて、本日の安富委員長、総務企業委員会もまずは、議案の24号、これは今、美祢市の公の施設の指定管理の指定手続等に関する条例等の一部改正についてということ審査しておるわけですけども、これにつきまして、執行部から当初所管事項についての説明を求めますということで、執行部からの説明がござい

ます。そのあと説明が終わりますと、本案に対する質疑はございませんかということで、それぞれ委員さんが、それについて質疑をするわけです。

質疑の終了後に、本案に対する先程言いましたように、討論にあたらうかと思えますけども、ご意見はございませんかというようなことがございまして、反対のご意見があれば反対のご意見、賛成のご意見があれば、そういう反対意見の順に従って賛成の意見を言うといことで、これに基づいて委員長が判断をしながら、最後の採決するわけでございます。

確かに先程言いましたように、この月曜日行われました建設観光委員会は、本案に対するご意見はございませんかというところでご意見はなかったわけでありませう。当然委員長とすれば、ご意見がないもので反対も賛成もないもので、全会一致というふうなことの中で、全会一致ということを言われました途端に、私は反対というようなことがございまして、なかなか議会のルールに沿った委員会運営がなされていないような気がしてはありました。

その中で最終的には否決というふうな、竹岡議員さんも言われたような、あつてはならないような委員会運営がなされたということ。やはり、議員それぞれのこういったルールがわからない中で、もう10年もやっておられる議員さんですから、当然委員長とすれば、委員長のほうが1年生議員ですから、わからなかったと言えば、まだまだかわいいところがあるんですけども、委員長のほうがちょっと違うんじゃないですかということと言われましたけども、反対ということと言われて、否決をされたという委員会がこの月曜日にあったということでありませう。私も隣に議員さんおられましたもんで、反対ですかと言うと、俺は反対だと。ならば当然は反対のご意見をそこで言うべきであったところを、反対のご意見もなしで採決をされたということでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） おそらく今の全ての公務員が全体の奉仕者であるということについてのことについては、議長はお答えがなかったんですが、委員会のあり方については、まさに議長が言われたとおりなんですね。

私もきのう見させていただきまして、反対の意見と賛成意見でお互いが討論しあう。これが議会の中の議論であつて、わからんことを執行部に質問するのは、これは当たり前のことで、それはいいんですよ。その質問を受けてお互いが理解した上

で討論をすると。いや反対じゃあ、いや賛成じゃあとかね。こういうところに問題があるんじゃないかとか。そういう討論をすべきなんです。

その上で採決しなければいけないのに、若干、私見ちょっと、隣に議長がちょっと言われたことも、マイクを通してないから、所作ではわかりました。そしたら、小さい声でええじゃないかって言うて討論を止めてるんです、本人が。これで採決に入っていいかなと思えば、採決して3対2ということで賛成が2人しかない。反対の人は手を挙げなかったから否決された。その結果について私は云々言っているわけじゃあないです。否決されたのはいけんとか、可決してないからいけないとか言っているわけじゃあないんです。その委員会の運営の仕方に大きな疑問が残ったという率直な考え方を申し上げました。

これ、市長にちょっとお答えいただきたいんです。終始一貫、執行部が黙っておられたんです。公務員の皆さん方が等しくみんなに公平でなければいけないというこの原則に対して、特に一定の例えば、競争入札が2社あったとして、1社のほうに低入札があったから、いやここがあれやからって、アドバイスを徹底的にやるということが果たして、河村議員さんが言ったように、指導しろ、指導しろ、何でしなかったんかと随分叱責をされたんです。それに対して執行部は何の反論もされてないんですよ。

このことについて、公務員の皆さんが等しく公平に物事をやっていかなくちゃあいけないというこの理念に対して、なぜお答えなかったのか、ちょっとお聞きしたいと思うんですね。

委員長（安富法明君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） いみじくも、市議会議員をしておられる方々ですよ。そのぐらいのことは、当然おわかりだろうと私は思っておりますし、私のこの市役所の職員も思っております。ですから、私どものほうから今さら申し上げることではないです。議会が、議員の方々が、その程度のことは私は最低限の認識だろうと思えます。それをもってこの議会が開催をされておって、委員会もあるというふうに思っておりますから、黙って見ておりました。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっと、やや本題からずれたかもしれませんが、そうなる議員の資質の問題ですから、これ以上議論したって仕方がないと思えます。

したがって、また後ほど私のほうからも意見を申し上げたいと思います。せっかく指定管理者制度をそのより良いものにしていこうとするならば、市長は確か箱物の施設と収益事業をやる施設との収益事業の場合は、施設管理と収益、いわゆる経営というものが一つ入ってきますね。これと二つのことで、一つのガイドラインじゃあ難しいんだと。だから二つとおっしゃったんですが、私はもう一つあると思うんですね。非常に感じたのは、山口ケーブルビジョンの話をされたと思いますが、山口ケーブルビジョンも指定管理者なんです。これは、また他の法律や何やかんやで、非常にまた複雑で特殊なものであるというふうに私は思います。したがってガイドラインも3通りあるのかどうかわかりません。ですから、そういうひとつの区分をしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、いかがなんでしょうかね。

委員長（安富法明君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 基本的に指定管理に出すものにつきましては、公の施設でございます。ですから、公の施設ということは、住民の福祉なり、住民のためになるようにやるということが。ただしながら、そうは言いながら、公の施設の中には、先程おっしゃったように、この箱物、貸館用務ですね、屋敷を貸すとか、部屋を貸すとかという施設もありますし、それから先程から議論になっております秋吉台家族旅行村のような大変たくさんの方を市内外からお迎えをして、市のイメージを上げていくという大きな役割。そしてそれをもって、市の観光を引き上げる。そして市内を振興に導くという大きな役割をもっておるものが、収益的なものがある。一方では、おっしゃいましたけど、MYT、これは、ある一定の高いモラルをもって平等な公正な立場で、報道をなしていくというものもあります。公の施設を一概に言いながら、あらゆるものを含んでおって、それぞれ異質のものがあるということですね。ですから、その辺を例として箱物と収益的なものというふうに申し上げてきましたけれども、その辺も十二分に考慮いたして、新しい今で言うガイドラインの根本からやりかえたものを、皆様にご提示を申し上げたいというふうに考えております。以上です。

委員長（安富法明君） はい、原田副委員長。

副委員長（原田 茂君） 市長さんに一つお聞きしたいんですが、今回のリフレッシュパーク施設の指定管理のことで、今回このようなことになったわけであります

が、これは、お聞きしてよろしいものかどうかわかりませんが、私も一度審査会のメンバーになりました。それで、委員長よろしいですかいね。それで私が気づいたことがありますので、これからの見直しとかガイドラインも見直されることで、参考にされればと思って申し上げますが、第一点にメンバーの件。それから、その内容がいろいろその当時、その都度かなり出るんですが、それをみな全部理解して、最後採点するんですよ。それが採点がなかなか、時間がある程度あるんですが、それ全部理解して、執行部の方も何人かおられます。ですけど、他の者は、ちょっとそれを全部理解して、それを点を付けて、それが最終的に点の多い方が、団体が有利になると聞いております。また、それが指定管理に認定されるわけではございませんけどね。

ですけど、私が思ったのは、ちょっともう少し内容を安易にされて、安易と言いますか、点が付けやすいような内容に少し、せっかくガイドラインも見直されますから、ただ、今の現状でぱっといろんな資料が会社の内容、何とかかんとか出るわけですがね、その短時間でそれを理解して採点するということは、私は至難の業と思います。それは、他の委員さんはそういうことは思われないかもしれませんが、私は、その当時思いましたので、これからいろいろ見直されるとことですから、今後このようなことがないように、こういうことも見直されたらどうかと思いますが、その点、どうでしょうか。

委員長（安富法明君） 村田市長。

市長（村田弘司君） 今、原田副委員長は、非常に建設的な前向きなご質問という立場でご意見を言っていましたけれども、私も今回のケースを振り返ってみて、現行のガイドラインで事前審査の部分が非常に希薄であったと、薄かったということで、その事前審査をきっちりする形での新ガイドラインを作りたいというふうに思っています。

それを新しいガイドラインは、先程から申し上げておるように、どなたが見られても全く不平等性がない。ある意味逆を言えば、平等性で固められた、そういうもので作りたいというふうに思っておりますので、それを踏まえて事前審査をきっちりやらしていただくと。そしてその結果、出てきたいろんな書類がございますね、それを審査会におかけをしたい。ということは逆を言えば、そのまんま、その各公募に応じていただいた団体から会社から出たものが、そのまんま審査会の委員の

方々にお見せする部分もあるけれども、それをガイドライン、新しいガイドラインに基づいて整理をさせていただいたものを、ちゃんと明示をさせていただいて、そして審査をしやすくしてもらおうという形をとりたいと思います。

それともう一点は、審査会の中にあらゆるいろんな大きなボリュームのあるものが出てまいります。特に収益的な事業を伴っておるものについてはですね、今回のような。それについては、それをきちっと見れる専門家の方も、この新しい選定委員会のほうに入らせていただくというふうに考えておりますので、あらゆる面から考えて不平等性がないような形でやりたいと。そしてわかりやすい審査をしていただくような形にしたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） あのねえ、第15条、市長による管理。ここに関わっていることについて質問をしますが、ここに明記されていることは、基本的に間違っていると執行部は思っている方がいますか。執行部、誰が提案したんかいね、ここ。この説明誰がしたん。

委員長（安富法明君） 南口委員、要するにこれが正しいかどうかという、要するに間違うちよと思わんかっていうのが、一応質疑じゃから。

委員（南口彰夫君） そうそう第15条。

委員長（安富法明君） じゃあそれでちょっとおいて下さい。執行部からの答弁を求めます。基本的には提案をされているわけですから正しいということ。間違うたと思って提案する者はおらんでしょうからね。自信を持ってお答えになったらと思いますが。はい、篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問ですけど、間違えているという認識はございません。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） それなら質問します。第15条で業務の取り消し、若しくは一部の停止等について書かれちよる条項なそいね。ただし、この業務を行うことの停止や取り消しを、天災その他の事由により管理の業務が全部若しくは一部を行うことが困難となった場合において、必要と認められるときは除外をしてと。

ただ、ここで停止や取り消しを命じるための根拠は、何らかのさっきの竹岡委員

の発言なんです、それこそ行政の指導、監督責任、こうしたことについては、本来どうあるべきなのかと、関わり合いも含めて。この辺が非常に曖昧で不十分に感じられるんです。その辺のところの説明がなかったような気がする、今のままだけならば、その行政がこういうやり方はよくないとか、こういうことは認められんとかいうことで、急遽一時的に業務を停止したり、一時的に取り消すということが安易に行われることもあり得るんじゃないかという心配が起きるんじゃないかと。

そうした点からいけば、どうした事態が想定されて、どうした事態が確認された場合は、一時停止をすとか。少なくともそれを何らかの形で示しておくことが必要じゃないかと。ここだけを取って見れば、中には村田市長が嫌い嫌い、嫌いでたまらんという人がおれば、この条項をもっていつ潰されるじゃろうかという不安におののく人も出かねないから、この際もう少しはっきりしちよったんがいいんじゃないかと思えます。

委員長（安富法明君） はい、篠田次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問でございます。同条例、つまり美祢市の公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例。これの第10条、つまり指定取り消し等、それに明記されておりますので、この条文に適用されれば、適用されて指定取り消しに該当すれば、当然として指定取り消しという取り扱いになるかと思えます。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） あの、私、基本的に何でもかんでも反対することに長年やってきたので、出来る限り賛成したくないんです。そのために今、反対する一生懸命理由を質問の中で探しておかなければ、先程議長が述べられたように、議会運営規則というのがありまして、質問をする、その次に討論する、それから意見を述べる。だから最後に反対意見を述べようと思えば、質問の中に執行部の提案との関係で意見の相違とか、執行部の説明不十分とかいう何らかのちょんぼを探しておかなければ、あとあと反対するということが出来なくなって、最後のところで反対って言やあ、先程また、つじつまが合わないようなことになってはいけないので、今一生懸命その反対する理由を探しているんですが、何かあったら教えていただきたいと思うんですが、ありませんか。

委員長（安富法明君） はい、篠田次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問でございますが、ございません。

（発言する者あり）

委員長（安富法明君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。ちょっと委員長がお聞きするのはどうかと思うんですが、かねてそのガイドラインなり、指定管理者制度についての問題点は、私も申し上げてきました。経緯からすると、この公の施設の指定管理者制度については、規制緩和の範囲、小泉総理であるとか竹中さんあたりの考え方を汲んだものだろうというふうに今思っています。

結果的に契約行為とかを何て言いますか、緩和をする。行政処分でやる。ただそれを受けて、地方自治体が、これを運用する時に、非常に大きな事業費が動くような施設を、これに当てはめたときに大きな問題が起こってきていると。まだこれからも起こりますよということを、かねがね申し上げてきました。

今、二つに分けて、一つは軽微なつて言いますか、簡易なものについて。これは、おそらくこの制度で十分、あまり強化をするよりは、その制度の意義が発揮できると思う。もう一つそうじゃない場合。大きな事業費が伴い、大きな指定管理料が動き、まかり間違えば、その受けたほうも、受託者のほうも大きな損害を受ける。あるいは、出したほう、行政側も大きな損失を受ける場合が想定できる場合。おそらく従前の、何て言いますか、契約行為、入札であるとか。こういったものの考え方に限りなく近い考え方、あるいは、手続きをとったほうがうまくいくんじゃないかと。双方にももちろん受託者側も発注者側も応分の責任を負いながら、円滑に進むような気が私はしています。

その時に、じゃあその行為が地方自治体のそういうふうな行為が、法律を犯すようなあまりそういうふうな契約とか、入札とかに近づいた場合に、自治法を犯すような場合が想定されるんだろうか、どうかという。その辺まである程度考えていかないと、なかなかこの大きな金額を、事業費が動く施設の指定管理者制度っていうのは、どうもうまくいかないような。双方がいいように、行政側もそれなりの、その利益が出て、その請け負われた受託者側もそれなりに、やはり地域の活性化も含めて利益が伴い、その従業員とか、地域の雇用にも反映できるような制度になかなかかなり得ないんじゃないかと思うんですが、どういうふうに考えておられるんでしょうか。

あるいはその辺を、このガイドラインの見直しの中で、おそらくそういうところ、これずっと近づいていかないと、なかなか解決ができないような気がしておるんですが、どういうふうに考えておられるのか。ちょっと異例ですが。村田市長。市長（村田弘司君） 今、安富委員長が言われたことは、本質的なご懸念というか、そういうことだろうと思います。

今、小泉元首相の改革ですよ、日本全体のあり方を変えようという大きな流れもありました。その中で出て来たのが、かつては市が委託事業として、委託業務として出しておったもの。例えば、この公民館なら公民館を委託でどなたかにやってくださいよという形になります。これはあくまで行政がやるべきことを、どなたかにただ代行してもらって管理をしてもらうという考え方です。それが結局、受けられるほうの責任の重さがほぼないと。全て委託を出したほうが責任を負う。ですからこの場合では、行政が出せば市が負う。県が負う。国が負う。そして委託を受けたほうの方々は、命令されたことだけをするということであったわけです。

ところが、それで行くと、その受けられたほうの自立性がなくなるし、その自らが努力をして、業務を改善するということも起こってこない。それはひいて言えば、国民、市民の方々に対するサービス度が落ちてくる。そして行政的な無駄が多くなるということをもって、この指定管理者制度ができたということ。

そして、指定管理者制度、かつての委託業務、何が違うかと言うと受けられた、推定管理を受けられた方のほうに、大きな責任の度合いができたということですね。先程、竹岡委員のほうから建設観光委員会のことも申された。幾度も幾度も、行政のほうにある委員が委託じゃからえかろうが。委託じゃからえかろうがという言葉が使われました。私は根本的に勘違いしておられるなと思いましたけれども、実はその受けられたほうに大きな責任が生じるんで、それをもってそのことの認識もなしにやられて倒れた場合、受けられたほうの方々が、もう二度と立ち上がれなくなるということ、私は危惧をしたから今回のことに踏み切ったということのご理解をいただけないなというふうに思ったんです。

せっかく市民の方々が、美祿市の将来のために何かを成そうとされて、団体を作られてやろうとされる場合、この指定管理を受けられる場合、今申し上げたように指定管理を受けた方々っていうのは、かつての受託じゃあなしに、大きな責任を生じるということ、認識が持たれて上で、それを作られて受託をされるということが

必要ということです。

ですから、そのことが認識なしにやられてしまいますと、受けられたほうにも、出した市のほうにも、そして、一番迷惑を被るのは市民であるということ。こういうことが起こってはいけないということをもって、先日来、縷々私のほうから説明を申し上げている。

そういうことが今回をきっかけによく認識できたんで、そういうことが起こらないように、公募に応じてくださる方々も、そのことをしっかり認識した上で公募に応じてほしいということを認識していただくという意味もあって、新ガイドラインを作ろうということもあります。

行政側が自らを糺して、きちっとやるということもありますし、公募に応じられる方々もそのことを認識してもらおうという意味もあって、そのガイドラインを改訂しようということを申し上げてきたけども、なかなかそのことがご理解されてないとは思いませんけれども、わかろうとされない方もいらっしゃるということも事実です。

先程ですね、発注工事のことを申されましたね。工事、例えば、この橋を造ってくれとか、道路を造ってということ、市と業者が入札によって、全く問題なく施工できる業者に対して発注しますから。そして入札によってそれが完成できる力があって、なおかつ安いコストでやっていただけたところに発注をしていきます。それは成果物が出ます。例えば工期が決まっていますんで、半年後に出来ます、1年後に出来ます、繰り越しなら2年間で橋が出来ます。道路が出来ますよと、発注でその瞬間に完了するわけです。

ところがこの指定管理業務は、例えば指定期間が3年とか5年とかありますけど、これが常に継続していきます。ですから、根本的にある程度違うということが起こっています。そしてそこで働かれる方々、その団体が受けられますよね。そうすると、その団体が受けていただくと、そこで働いておられる方々は、そこで給料を得られながら、そして自らを磨かれて人を育てていって、そして生活も家庭も支えておられるということもあります。そういうことも認識をしつつ、この指定管理制度はあるということです。

ですから、単純にあそこが頑張ろうとしちよるから、そこに預けりゃあ、はあ市とすりゃあええじゃないかと。あんたのところの指導が悪いんじゃないかだけで済

む話じゃあないです。そのことをお聞きになったから、私は、今、お答えをしておりますけれども、そういうことも含めて議会議員の方々も根本的なことを今、せっかく安富議員がこういうことを私にしゃべらせようと思って質問されたんでしょうけれど、ご認識をいただきたいということです。

我々市の職員は、そのことをきっちりに認識した上で、それから議会、それから行政、そして市民の方々がお互いに同じ認識を持った上で、この指定管理者としての制度を美祿市のためになるように、運営していきたい。そして発展させていきたいというのが私の願いです。以上です。

委員長（安富法明君） はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） かなり時間も経ちましたが、今後、指定管理者、公の施設を指定管理者制度にのせる場合のことについて、今までずっと私が箱物と収益事業をやるのと分けたほうがいいですよと、3年ぐらい言い続けてきたわけですが、ようやく理解をいただいたと思うんですね。

さらにもう一つ、私が主張しているのは、自主事業の取り組みなんですよね。これが各課によってどうもその見解が一致してないような気がいたします。例えて言うならば、ゆうすげ苑のことを申し上げますと、ペットの焼却炉も実は完備できております。そうしますとペットだけを焼却するんじゃなくて、きのうもある家に行きました。そしたら犬が、よたよたよたよた歩いて近寄って、それこそ鳴きもしない。何か目もうつろなんで聞いたら、目も見えん、耳も聞こえんって言うてんやけども、それでも感じてこう出て来るんですね。まさに聞いたら家族なんですよ。

そうしたペットを単なる焼却をするんじゃなくて、これは宇部から長門のほうに行ってセットで永代供養をしたり、法事までしてやっておられるんです。それぐらいお年寄りの方からしても家族の一員と一緒になんです。それをゆうすげ苑でも十分セット料金で永代供養も含めて、それをやると営業もいるでしょうし、人がいるわけですね。当然、人は雇用してもらいたい。その上にペットをそうしたセット販売することによって焼却炉の使用料は、入ってくると。そうすると両方が収益が上がってくると。

こういう仕組みが、例えたの話ですが、自主事業として大きく意義があるんじゃないかと。そうすれば、美祿の人が長門に行ったり、宇部へ行ったりして利用しなくても済むし、そうした事業がもし美祿市でかなえてもらうんならば、利用者も増

えるだろう。それから市も施設をそうしたものに利用率が高まってくると。

これが、例えの話をしたんですが、指定管理の中での自主事業だと私は思ってるわけですね。これに対しての取り組み、いわゆる緩和をどこまでするのかということが一点と。

それから審査委員会のメンバーについては、原田議員さんが言われたとおりで、財政の専門家。これも視察に行きましたら税理士さんなんかが見て、既存の企業が参加するときは、どうしてもガイドラインにも書いてあったと思います。貸借対照表、損益計算書ということは複式簿記でやっとかんにゃあいけんということなんですね。それが十分見て理解が出来る人達が審査の中に加わっていく必要があるだろうと。

何が申し上げたいかと言うとその他の団体という定義がないために、仲良し団体では、そうした必要性がないんです。税の滞納があるかないかっていうことも必要ない。貸借対照表も損益計算書も提示しなくていい。ましてや大きな差が起きてくるのは消費税なんです。既存企業が1億2,000万の管理をやりますと、人件比率が仮に半分としましても、仕入れ控除が6,000万。そうすると6,000万に対して5%ですから、単純計算しても300万ぐらいの消費税がいるんです。5年間で1,500万違うんです。

そしたら、白紙の状態の新しい団体、仲良し団体のほうが有利なんです。そして2年後にそれが法人化することによって、さらにまた新しい仕組みじゃから、今のやり方からしたら、既存企業にはプラス面もあるが、欠点もあると。しかし、新たな仲良しクラブからスタートして法人化していくという手法と使えば、3、4年消費税もいらない。そして、納税の関係もいらない。貸借対照表もいらない。

こういう制度をやはり私は、改めてどういうふうにしていくかということが大事だろうと思うんですが、その2点についてちょっとお考えがあればお示しをいただきたいと。

委員長（安富法明君） はい、篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問ですけど、一点目の自主事業の関与のあり方っていうか、どこまで関与するかという点でございます。

これにつきましては、公募の際に、公募の際のあとに説明会を開催すると思えます。ですからその辺で原課のほうも自主事業については、積極的な提案もしてほし

いという提案も必要でしょうし、また受ける側、事業所のほうも積極的な自主事業を提案していただきたいと。つまり自主事業の関与については、これについても認識が各課によって現在、まちまちでありますので、共通認識を持つような何らかの仕組みを今後、構築していきたいというふうに考えております。

二点目は、消費税、公課費とかの取り扱いということによろしいでしょうか。（発言する者あり）これについては、それぞれ、指定管理料を原課のほうで算定していきます。その時に議員言われるように、消費税がかかる団体とかからない団体では、ここらで大きく管理料の、それぞれの団体が試算する管理料の算定額が異なってくるっていうのは、事実であろうかと思えます。

これについては、しばらく、取り扱ってというか、どういうふうに仕組みをとっていくかっていうのも、併せて検討させていただければと思います。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、ほかに。三好委員。

委員（三好睦子君） 審査会は、審査会の決定は、公募された方に通達があると思いますが、その通達は、何日後にあったのでしょうか。

委員長（安富法明君） 議案に沿った質疑をして頂くように。

委員（三好睦子君） そしたら、この度の条例改正は、35号の審査の時の指定管理のガイドラインに不備があったということだと思うんですが、その見直しの案が提案されたと思います。この見直しの案が指定期間の削除になっていますが、これで、先程言われた公募とかありますが、指定管理の期間の削除でそうした面、この前の、そうした秋吉台家族旅行村と秋吉台リフレッシュパークの指定管理でも公募から、公募の締め切りまでに、だぶりますけど、期間が短くて起きたことだと思うんですが、この点の改善が明記されていないように思うんですが、この指定管理の解除だけで、それが解決されるとは思いませんが、どうなのでしょう。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 質疑の内容まで、委員長が関知することではありません。わかるような質疑をしてください。（発言する者あり）

委員（三好睦子君） 一番の根本は、先程も言ってだぶるんですけど、公募されて受付までの期間が短かったということだと思えます。そういったのが、今回にあっていないのじゃあないのでしょうか。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） はい、わかりました。じゃあ公募期間が短い。もう一度執行部に答弁してもらいましょう。はい、篠田次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問ですが、公募等のこういった手続き、いつから公募して、どのぐらい公募期間を設けてというのは、標準的な事務処理期間っていうのをガイドラインで定めております。ですから、したがって標準的な事務処理期間っていうのは、今回の条例の一部改正にはあげておりません。以上でございます。

委員長（安富法明君） よろしいですか。（発言する者あり）はい、篠田次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問でございますけど、ガイドラインをきちんと見直しながらお示ししたいというふうに考えております。以上でございます。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 三好委員。

委員（三好睦子君） この期間は、どのくらい見込んでおられるのでしょうか。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） 三好委員。

委員（三好睦子君） 今回は1年ということなんですが、これはずっとガイドラインの中に入っては。（発言する者あり）わかりましたけど。

委員長（安富法明君） ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） じゃあですね、本案に対するご意見はございますか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） あの私は、この議案に指定管理の期間の削除っていうことが載ってます。その削除すれば、本当に私思ったんですけど、指定管理が3年だと。（発言する者あり）わかりますけど、それは先程も説明がありましたけど、新しい団体が入りにくくなるのではありませんか。（発言する者あり）でも期間は、削除って書いてあります。3年から5年って言われましたけど。

委員長（安富法明君） 討論ですから、十分発言をしてください。わかりやすいように。

委員（三好睦子君） 私も初め3年の時、さあこれからっていう時に指定管理が変わった時に、一生懸命頑張ったのにとかあると思いますけど、やはり期間が、指定

期間が削除されたら、何て言うん。なかなか期間がないということで、何て言うんですかね。経営努力じゃあなくて、一生懸命やれる反面もありますけど、他の団体が入りにくい、新しい団体が入りにくいっていうか、そういった面もあるのではないかと思います。

やはり美祿を良くしていこうと、地元を盛り上げようといった、そういった若い方たちが入れるような指定管理の中身をして、ガイドラインでしていただいたと。見直しは、指定期間の削除ではないほうが良いと思いますので、反対意見です。

委員長（安富法明君） 今、反対意見です。竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今、期限がないからと。こうおっしゃるんですね。これ市長が答弁されたんじゃないと思うんですが、ただ僕は人材育成ってメモしかせんやったからあれですが、例えば三好委員が言われるのは、この指定管理をどこそこに何年間をお願いするってというのは、議案として出てくると思うんですね。

ですから、必ず議会が決めることが出来るようになってるんです、期間が。それをやね、50年も100年もって、言い方はちょっと茶化されたんじゃないと思うんですが、少なくとも全国的には10年というのはあるんです。

人を雇用しますと皆、日雇い労務者のような形で使い捨てるわけじゃあないんです。人を育てながら企業っていうのは、当然、仕事を通して企業っていうのは、人を育てていかなくちゃあいけない。それでないと、単なる使い捨てるわけじゃあないんですね。

そのためには、一定の期間が必要だろうということで、今、美祿市は、最長が5年ですよ。みとう道の駅が最初です。5年というのは。今まで3年だったのが、あそこが5年になったんですね。そうすると5年間の間に人を育てていただきたい。どっかの事業所がよくぼやいてますが、新卒5人雇うたら、1年以内に4人辞めたと。1人しか残らんと。こういう状態を続けながら企業っていうのは人を育てるわけですよ。

従って、1年、2年っていうような短期間ではそれはできないと。ましてや人を育てるには投資がいるわけですから、投資をしても回収ができないと。こういうことになります。したがって、私は、むしろ10年ぐらいのサイクルでもいいんじゃないかという意見は持っているわけですが、そこは、物件によってそれぞれ選定委員会でお決めになるのか、あるいは議会にかかってくるわけですから、十分協議す

る場があると私は思います。

従ってこの期間を廃止することについては、賛成をしたいとこういうふうに思っています。

委員長（安富法明君） はい、南口委員。（発言する者あり）討論です。

委員（南口彰夫君） あの、三好議員の反対意見がちょっと良く理解が出来ないので、三好議員にもう一度説明をしてもらいたいと思います。

簡潔に言うたら、前は指定管理の期間が3年とか5年とか定めちゃったけど、それが削除されちよるから、いけんから、しかも、新規参入がしにくくなるから反対ということなんかね。それが理屈が成り立つん。

何でかって言うたら、執行部の提案からすれば、その削除することにおいて、その逆に3年、5年って制限をしないと。それから、市長の肩を持つわけじゃあないけど、執行部の提案は、あくまで、そこで人員の、財的なものを投資すると。投資したものが短期間で3年で回収できない場合があると。その例えば、人材育成で新卒の高校生に何かの資格を取らせるために2年間研修に行かせて、その資格を取らせた。じゃあ、それに今から頑張ってもらおうと思うて、3年後には、その指定管理者が変わるということになったら、投資したものが回収できないんじゃないかというのが、ひとつの執行部の説明じゃったわけいね。

そうすると、その指定管理を単純に3年とか5年とか制限するよりは、まして収益事業、儲けを上げるためには、設備も含めて投資をして、何百万と投資をして、それを回収しようと思えば5年、10年かかるというような事業所については、5年、10年ということで延ばすということもあり得ると説明をしちよるわけいね。

それは、じゃけど少なくとも私が聞いても、本当に納得できる内容じゃないかと思うそいね。それから新規参入の話な全く別問題であって、新規参入は、する人であればあるほど、古い企業ならば、材料も人もたくさん抱えちよると。それが余っちよるから、古い企業はこっち側の新しい施設を管理することに人も物も投入できると。

じゃけど、新しい新規参入をする人らは、逆に言やあ、人も道具も物も新しく購入して、投資せんにゃあいけんわあねえ。それをたった3年間で制限された場合は、少なくとも回収するということになれば、5年、10年かかりますよというほ

うが、私は新規参入をより幅を広げていくというならば、制限を解除してもらおうのがしやすと私は思うけどね。あなたはどう思いますか、そのことについて。

委員長（安富法明君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） そういうこともあるかもわかりませんが、新しい方が入れる、先程言いましたけど、施設や事業とか、事業体で内容が違うから、全てが3年から5年っていうわけにはいきませんが、今回の35号と重なりますが、この中の議案が違うと言われますけど、これが関係していると思います。それで、新しい事業体が入るということは、やはり、そういった先程の投資したことも回収しなければならぬということもありますけど、やはり公募されて新しく団体が応募されたわけですね。それで今回、ガイドラインに不備があったということで見直している中で、この指定管理の期間削除であるということに納得がいかないんです。

委員長（安富法明君） 南口委員。

委員（南口彰夫君） 討論じゃけえ、討論じゃから、良く聞いてほしいのは、あなたは新規参入の、新規参入がしにくくなるということに、こだわっちゃうわけいね、今、大事なことは。そうするとこの期限を限定したほうが新規参入はしやすいと。この期限を削除することによって新規参入が、やりにくくなるということを主張されよるわけやろ。反対の理由に。この原案に反対の理由に。もう一回言うて。

委員長（安富法明君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 期間を長くすると固定化して経営努力に欠けることはないと思いますけど、そういうこともあり得るのではないかと思うのです。

やはり、そうしたことを考えた場合に、私は期間を、指定期間を限定して3年なら3年でもいいけど、その間に一生懸命頑張って、経営努力すればその成果や姿勢を審査会で評価してもらえらると思います。

私も初め、この案について思ったんですが、指定管理を受けて、3年で切れると、それでまた、指定管理の公募をされて外されるということもないとも限りません。初めて指定管理を受けて、さあ今からやろうと思って頑張って取り組んだ時に3年経って、その公募から外されたとなった時、がっかりすると思うんです。やはり言われたように、いろんなあれもあるでしょう。投資したということもあると思いますが、（発言する者あり）だから、指定期間を設けると、（発言する者あり）

この指定期間が削除されてるということに反対です。

委員長（安富法明君） 要するに三好委員、この条例改正案に例えば、指定期間が3年なら3年と決めて、ここに書いてあればいいっちゃうこと。書きなさいっちゃうこと。（発言する者あり）

もうひとつ、こう言われることがよくわからないんじゃないけどね。（発言する者あり）

基本的に三好委員、指定期間は、ガイドラインで見直しをかけながら、指定期間も含めて、議会にそれぞれ提案があると思います。その時に、またそれぞれ各委員さん、議員の立場でその発言なり、その選択の余地、採決の機会は出てきます。当然出てきます。

ここで書いてないから、さっき市長が言われましたように良く言われたと思うんですが、その法外が指定期間とか、あんまり短い、あれがそうそう出てくるものはありませんって市長が答えておられます。それでも反対と言われるのであれば、だいぶ時間も過ぎましたんで、反対でもよろしいかと思うんですが。（発言する者あり）はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 1年にしろとは言っていません。今まで3年から5年だったので、事業とか施設や事業とか、事業内容、事業体とか事業内容で違うと思いますが、そういった場合、そういった面は、この中になくて指定期間の削除っていうことに。（発言する者あり）

委員長（安富法明君） ちょっと、ちょっと南口委員。ちょっと発言の機会を与えてないから、あれなんじゃけど。短けりゃあええかと思ったけどね。長けりゃあちゃんとって下さい。（発言する者あり）南口委員。（発言する者あり）

基本的には、討論を受けておりますので、賛成反対の立場でご自由にその発言をされて、発言をしていただきたいんですが、要点って言いますか、主旨が伝わらないものを長くあまり時間をかけても、委員長としても困るわけですが、打ち切ってよろしいですか。はい、布施委員。

委員（布施文子君） 私もこの期間が削除されたということについては、疑問を持ちましたので、きょうの説明をもって納得いたしました。というのは、ガイドラインや要項で期間というものは指定していきますという説明がありましたので納得いたしました。

また、他市の条例も調査をさせていただきましたが、他市も私の調べた範囲内では、期間はありませんということでしたので、私は、この議案に賛成をいたします。以上です。

委員長（安富法明君） 今、それぞれ、賛成、反対の意見が出ておりますが、さらにございますでしょうか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 残念。私が言おうとした答えを布施副議長に言われてしまった。ただし、少なくとも布施副議長に言われたので、ただ、三好議員は、そこに気がつかんにゃあいけんのいね。

市長が説明をしたのに、だから、より新規参入はしやくすなる。それで古い業者もその俗に言う負担を負わんで済む。双方のことを考えながらやると、中途半端に期間を限定をすると、両方デメリットが大きくなると。そのことでよく精査した上で、細かいところはガイドラインと。それから県下の、県もそうなんです、だんだんだんだん期間を制限しないようになってる。実情に応じて短いところは1年から3年も5年も、長ければ10年もあると。柔軟に対応していくということが、ここが一番大事な。柔軟に対応していくことが新規参入をする若い人たちを育てるもっとも大事な要件なんだと。これを執行部が説明をしよったわけ。

ですから、私も最初は疑問に思ったんですが、副議長のお言葉になぞえて説明をよくしていただいたので、賛成といたしたいと思います。以上です。

委員長（安富法明君） えっとですね、中止はいたしませんから、お待ちください。議会の基本条例等の制定もいたしまして、議会の活性化の道、一つの手段として討論を活発に行いましょうというふうに今まで協議をしてやってきました。そういうことで大変活発な意見が出ておりますので、時間も経ちました。

ここで少し10分程度休憩をします。2時半に再開をしたいと思いますが、暫時休憩。

午後2時20分休憩

.....

午後2時35分再開

委員長（安富法明君） 休憩前に続き、会議を開きます。休憩前に議案第24号について意見を求めておりますが、基本的に討論の活性化というふうなこと、議会の活性化で討論を十分にしましょうということは、私申し上げましたが、すでにだい

たいひとり1回、賛成、反対の討論をしていただくのが普通でございます。従いまして、今まで発言のない議員の方でご意見がございましたら、発言を許可いたします。よろしいですか。はい、高木委員。

委員（高木法生君） 今まで議案第24号につきましては、指定管理の制度をよりよいものにするという条例改正でもありまして、ガイドラインもできるだけ早く見直しを図るという説明もございました。そういった意味もございまして、私はこの議案には賛成の立場を取りたいと思います。

委員長（安富法明君） ほかに、山中委員

委員（山中佳子君） 私は先ほど質問いたしました、この条例が指定管理の期間を削除するというものであるということに対しまして、疑問を感じておりましたが、説明を受けまして、ガイドライン相当のものできちんと明示するという回答を受けましたので、この条例改正には賛成いたします。

委員長（安富法明君） はい、以上でだいたいの委員の意見が出揃いました。それでは、これより議案第24号美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長（安富法明君） 挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを審査いたします。執行部より、本委員会所管事項についての説明を求めます。三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

第5条をお開きくださいませ。議案書の26-2でございます。参考資料は49ページでございます。この5条として、美祢市水道事業の設置等に関する条例の一部改正というのがございます。これは、水道事業の設置条例の第6条に、資本剰余金の規定を加えるものでございます。関係条例の整備の一つとして、地方公営企業

法が見直されておりまして、その一つとして、資本制度が見直されております。資本制度の見直しによりまして、法第32条の剰余金の規定が廃止されております。それに伴いまして、施行令第24条の2、資本剰余金の取り崩しの規定も削除されております。そこで、今までどおりの会計処理ができますように、旧法にならしまして、この規定を条例に追加するものでございます。

この追加した条例について、具体的に説明を申し上げますと、地方公営企業独自の制度として、みなし償却というのがございます。それについて書かれておりますけれども、みなし償却と申しますのは、旧の施行規則第8条第4項の規定でありまして、要件を申し上げますと、減価償却をするときに、資産の取得額から補助金等の金額を控除したものを、帳簿価格とみなして減価償却ができるという規定でございます。補助金、負担金とこれらは資本剰余金に整理されるものでありまして、それらを用いて、資産を取得、例えば工事をしたとき、償却の方法として、みなし償却を採用することができます。

またこの度削除されました旧施行令第24条の2、資本剰余金の取り崩しについて説明申し上げますと、このみなし償却の方法をとった資産がなくなったとき、廃棄したり撤去したりした時のことでございますが、これを処理、つまり除却しないといけませんけれども、補助金等で補われて、減価償却をしていない部分が資産の帳簿に残っております。この帳簿に残った部分を除却、これが除却損になります。損失になるのでございますが、この損失を当該資本剰余金を取り崩して、直接に補てんする、つまり相殺することによって、除却損を埋めることができるという規定でございますが、法の第32条からの規定がなくなりましたので、今までと同じ会計処理ができるように、条例として追加するものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 千々松経営管理課長。

病院事業局管理部経営管理課長（千々松雅幸君） 第6条の関係になります。趣旨は先ほどの水道事業と同じでございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴いまして、地方公営企業法が改正され、これにかかる会計処理の規定が一部削除されたところでございますが、引き続き従前どおりの会計処理の取扱いをするため、資本剰余金の処分、みなし償却の取扱いを定めるものでございます。

委員長（安富法明君） はい、三戸管理業務課長。

上下水道事業局管理業務課長（三戸昌子君） 美祢市公共下水道の設置等に関する条例の一部改正でございます。第7条に資本剰余金の項を加えております。この資本剰余金の内容は、水道の時に申し上げたと同じく、旧法第32条が削除されましたので、従来通りの会計処理をスムーズに進めることができるように、条例として加えるものでございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） はい。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。それではこれより、議案第26号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第28号美祢市産業振興推進審議会条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） それでは議案書の28-1ページ、28-2ページ、議案参考資料の54、55ページをお開き願います。

議案第28号は美祢市産業振興推進審議会条例の一部改正についてであります。まず、この度の改正の主な目的を3点説明させていただきます。

1点目は、産業振興推進審議会が、昨年2月に産業振興条例を市長に答申した際、答申に付する意見として、産業振興に関する具体的な施策については、必要に応じて関連する条例、要綱等の見直しや整備を図りたいとされてますこと。2点目は、産業振興にかかる施策、計画策定にあたっては、農林業、商工業、観光等の連携、整合性が求められていますし、今後ますます連携強化が不可欠であるということ。3点目は、産業振興にかかる審議会をわかりやすく整理するためでありま

す。以上がこの度の条例の一部改正の主な目的であります。そのため、第6条において、専門分科会を設置するとともに、必要に応じて専門員を設置することとしております。これによって、現在においても熱心なご審議をいただいておりますが、さらに専門的見地から総合的、立体的な産業振興施策の提言、審議がなされるものと考えております。

また、附則において、重複する美祢市農業振興協議会条例、美祢市林業振興協議会条例、美祢市総合観光振興計画審議会条例を廃止するものであり、平成24年4月1日から施行するものであります。

議案参考資料の56ページをご覧ください。美祢市農業近代化資金助成条例につきましては、美祢市農業振興協議会条例廃止に伴い、また現在、市、農業委員会、県、金融機関等からなる審査機関があること、そして、他市の条例の状況から判断いたしまして、所要の改正を行うものであり、平成24年4月1日から施行するものであります。説明は以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） ちょっとお尋ねなんです、確かに今まであった条例を廃止してですね、協議会の条例を廃止して、専門部会にすると。いわゆる体系づけられたのは、非常にいいことだと思うんです。

そこで、6条の(3)の商工業振興施策、工業だけではありますが、美祢市の場合は、石灰石だとかそういったものが多いんですが、そのことも含まれるのかどうか。

それからもう一つは、企業の誘致条例だとか、それから、もっと細かく言えば就職の祝金だとかいうものも、ここで議論をされるのかどうか、ちょっとお尋ねをしたいんですが。

委員長（安富法明君） 篠田次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問にお答えいたします。まず1点目の件でございますが、いわゆる鉱業もここに含まれるのかというご質問でございますが、当然含まれるというふうに考えております。

2点目の企業立地、誘致に関するものでございますが、条例を整備したところ、企業立地奨励条例等が現在ございます。この条例の主な趣旨というのが、本市にお

ける企業の立地を奨励し、産業の振興と雇用の促進を図るというふうに明記されておるところでございますが、これについては条例を残しております。従って、企業立地、企業誘致に関しては、こちらの条例に基づいて、事業を進めていくということになるかと思えます。

企業誘致に関する諸施策、これにつきましては、当然この美祢市産業振興推進審議会条例に基づいて、ここの審議会で審議していただくということになります。

委員長（安富法明君） よろしいですか。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい。本案に対するご意見はありませんか。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。それではこれより議案第28号美祢市産業振興推進審議会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第29号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。倉重総務部次長。

総務部次長（倉重郁二君） それでは議案書の29-1ページ、参考資料は57ページになります。議案第29号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてであります。これは、平成24年4月1日より、山口県市町総合事務組合で共同処理する公平委員会事務について、下松市を加えるため、地方自治法第290条の規定によりまして、規約の一部を変更することについて、市議会の議決を求めるものでございます。説明は以上です。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。本案に対するご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。それでは、これより議案第29号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第30号美祢市土地開発公社の解散についてから議案第33号地方債の起債の許可の申請についてまで、議案4件を関連がありますので、執行部より一括説明を求めます。篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） それでは議案30号から33号は、関連議案のため一括して説明させていただきます。議案書の30-1ページ、及び本日机上配付の黄色い表紙の美祢市土地開発公社の現状・課題及び解散に向けた今後の流れをご準備いただければと思います。

それでは、この資料を中心に説明させていただきます。まず、参考資料の1枚めくっていただきまして、1ページ目になりますが、美祢市土地開発公社は、公有地の拡大の推進に関する法律に基づきまして、地域の秩序ある整備を図るため、また、公共の福祉の増進に資することを目的に、平成元年5月、美祢市の全額出資で設立された特別法人でございます。

設立後は、主に美祢ニュータウン来福台の造成及び販売などにより、美祢市の住宅環境施策の大きな柱として事業を実施してまいりました。さらに、平成20年3月からは、市町合併に伴いまして、美東町土地開発公社及び秋芳町土地開発公社から事業を引き継いだところであります。

これまで公社が果たしてまいりました公共事業のために用地を先行取得するという公社の存在意義が、全国的にもバブル崩壊後の地価の下落により年々薄れております。また、土地開発公社が抱える長期保有土地の処分、地方自治体の債務保証などの問題が、全国的にも課題となっておるところでございます。

2ページ目をご覧ください。美祢市土地開発公社が保有する土地について、住宅団地として、美祢住宅団地、長田定住団地、及び旦住宅団地の合計110,761㎡を保有しており、事業用地として、十文字原総合開発事業用地608,336㎡を保有しております。これらの簿価は、18億9,000万円、時

価は、17億3,000万円となります。時価につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則第4条第2項第6号に基づいて算出した額となります。

なお、湯の口分譲宅地については、今年度完売しておりますので、保有土地はございません。しかしながら、経済環境が大きく変化しまして、同公社の経営状況については、資産の大部分の保有土地が取得から10年以上経過し、支出の大部分がこれらの土地に係る借入金支払利息であるため、経営を圧迫していると共に、定住施策として市内への転入促進や市外への転出抑制効果もあることから、市は同公社に対して借入金支払利息や運営費の補助などを行ってまいりましたが、完売までに要する運営費が膨大な金額になると見込まれ、現状のままでは、将来にわたり大きな負担となることが危惧されるところであります。つまり、経営状況の逼迫する公社に対する財政負担は、長期的に市財政に影響を与え続けると共に、経営破綻に伴う突発的な財政負担リスクを伴う危険性を持っておるといってごさいます。

これらのことを踏まえまして、美祢市と美祢市土地開発公社は、市の将来の財政健全化のために、後世に負担を先延ばすことのないよう、平成23年2月に、美祢市土地開発公社経営改革方針を策定し、第三セクター等改革推進債などを活用いたしまして、平成24年度末において解散する方針を公表したところであります。財政的なメリットは、解散後、しばらくは費用増となりますが、将来的に約10億円の財政負担が軽減されるという試算になります。

以上のことから、同公社借入金の整理を行うことで、美祢市土地開発公社を解散したいと考えておりまして、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

解散の時期につきましては、ご議決賜った後、山口県知事に解散の認可申請を行い、認可を受けた日となります。以上が、議案第30号美祢市土地開発公社の解散についての説明であります。

次に議案31号は、権利の放棄についてであります。同じく参考資料の3ページをご覧ください。これは、手続きの流れを表わしたものです。美祢市土地開発公社は、B欄になりますけど、金融機関からの借入金約20億円7,000万円と市から、つまり土地開発基金からの借入金、ここでは約2億4,000万円と表示しておりますが、2億3,500万円の、計約23億1,000万円の負債がございま

す。

それでは、1枚めくっていただきまして、参考資料の4ページをご覧くださいければと思います。美祢市土地開発公社の解散に当たりましては、同公社の債務を全て解消する必要があります。このため、美祢市が美祢市土地開発公社の保有する土地の借入金に対し、債務保証を付した民間金融機関からの借入金については、美祢市が償還を行うことで、債務を整理することとしております。

しかし、土地開発基金から同公社へ貸付している2億3,500万円については、最終的に同公社から返済を受けられないことから、美祢市土地開発公社を解散させるために、美祢市が同公社に対する2億3,500万円の返還請求権を放棄することにより、同公社の債務を整理しようとするものであります。

以上の理由により、美祢市が当該貸付金の返還請求権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第32号は、美祢市土地開発基金条例の廃止についてであります。参考資料同4ページをご覧くださいければと思います。土地開発基金につきましては、公用又は公共用の土地の先行取得を目的に設置されたものでありますが、冒頭説明いたしましたように、経済情勢の変化等によりまして、基金の主目的であります事業用地の先行取得の必要性が低下したこと、また当面、基金運用による大規模な土地の先行取得の事案もないことから、美祢市土地開発公社の解散に併せて、土地開発基金を廃止するものであります。

なお、当該基金については、公社解散の際に必要な債務保証を履行するための経費として、1億8,751万2,000円を充当する予定としております。以上が、美祢市土地開発基金条例の廃止について、市議会の議決を求めるものであります。

最後ですが、議案第33号は、地方債の起債の許可の申請についてであります。同じく参考資料の4ページになりますけど、美祢市土地開発公社の解散のために必要な財源といたしまして、美祢市土地開発公社に対する債務保証を履行するための経費に充てるため、第三セクター等改革推進債の起債許可を山口県知事に申請するに当たり、地方財政法第33条の5の7第3項により、市議会の議決を求めるものでございます。

議案の説明は以上でございますが、1件ほど補足的な説明をさせていただければと思います。資料の3ページをご覧ください。議会の欄のところ
と付しております。それぞれ今回の関連議案を示しておりますが、
債権放棄の議決でございますが、市が代理返済した後、20億7,000万円です
けど、それを公社が今度代物弁済することとなります。つまり、土地として返済
して、なお不足する額については、額確定後の今後の議会において、再度議決が
必要になることを申し添えさせていただければと思います。説明については、以上
でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。1件ずついきます。議案第30号に
対する質疑はございませんか。はい、南口委員。

委員（南口彰夫君） 美祢市土地開発公社については、20年間歴代理事長相手に
議論をしてまいりました。解散するにあたって、若干今後の資産の処分、それから
償還、こうしたところでは、疑問なり不安が残るところですが、細かいところにつ
いては、おそらく執行部のほうが深く精査されていることだろうと思います。あ
えてこうした数字については、解散するわけですから、今後必要に応じて議論がな
されていくだろうと思います。

そこでちょっとだけ提案があるんです。この黄色いやつで先ほど説明された中
に、1ページ目の1が土地開発公社の設立根拠だったんですね。2が今日における
公社の存在意義ということなんですが、今日におけるというよりも、設立時の情
勢を含めて、説明の中にもあったように、昭和64年、平成元年ですね、ここに、
こういう挿入の仕方のほうがいいんじゃないかなあと思うのは、平成元年5月やっ
たですかいね。既にバブル経済崩壊以降、地価の下落は続き、公共用地の先行取得
が減少するなど、公社の存在意義が失われつつある中で、美祢市土地開発公社が設
立されたと。これをやってもらえると、私が20年間議論してきた最後の納めにぴ
たっとはまるような気がするんですが、執行部その点いかがでしょうか。

委員長（安富法明君） 一応、南口委員のほうからそういう質疑が出ました。参
考資料の文言について修正ができるかという。はい、篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問でございますが、平成元年当時
は、まだバブル期でございますので、この文言は訂正を考えることはございませ
んが、ひとつ申し添えさせていただきたいと思います。

というのは、この公社事業がどうだったのかということと言われたいと思いますが、整理したところ、今、来福台の事業でございます。来福台は1月末現在、613世帯、1,813人の人口を有する住宅団地になっております。平成元年当時から、市の方は用地補償費、工事費、広告宣伝費、付帯事務費、支払利息等一切含めて、約72億5,300万円費用を費やしております。一方効果額でございますが、住宅販売収益、市民税、固定資産税、地方交付税影響額などを含めると、85億8,400万円という、今までの公社事業の費用対効果というのが以上でございます。

従って、ここで申しましたように、公社事業におきましては、一定の効果があったというふうに、私どもは考えております。以上でございます。

委員（南口彰夫君） ひとつは、昭和64年、平成元年、当時の新聞等刊行物の発行を見られたらわかるんですが、すでにバブルの崩壊は、経済予測含めて現状は、バブルは崩壊したと。バブル経済とは何だろうかと、大いに議論されたころなんですね。ただ美祿市の場合は、公社設立に合わせて、バブル崩壊って言っても、美祿に波及してくるのは10年かかるという議論も、当時議会の中でなされたんじゃないかと記憶しております。

バブルというのは単なる泡だということで、泡の経済かと。何と的確な表現をしたものだということが話題になったことがあるんですね。ですから、既に、設立時にはバブル経済と土地ころがしというものは、東京を中心としてすでに崩壊しつつあったと。

そうした中で、公共用地の先行取得の必要性ということについては、全国的に地方の場合は、公社の設立、それから公共用地の先行取得が、非常に遅れて始まったということにすぎないのではないかと考えています。そうした中で、公社の設立ということで、美祿市がそうしなければ本日の来福台の開発がなかったのも事実。

ただし、費用対効果の問題で、今、篠田次長が説明されたんですが、費用対効果の中に含まれていない問題点があると思います。それは何かと言えば、私が議会に出て20年間主張してきたんですが、確かに行政が直接用地を取得し販売をすることで、規模的にもかなり大きなものを着手することができる、手がけることができる。その半面、当時地元の中小地場産業が、少なくとも30坪、50坪単位の団地を造り、住宅を販売するといった地場産業を、逆には地場産業を崩壊させて

しまうという、非常に危険な側面が予測されると。

ですから、来福台が造成され、しかも当時3社のゼネコンが入ってきたんですね。その大手ゼネコンによって開発行為が行われ、その後用地の販売と合わせて、住宅が販売される。ところがその半面、地元の用地の造成を行う事業所、また、家を建てて一緒に販売するという業者が、大きく衰退をしてきたと。ほとんど、かろうじて数社が、しかも大手ゼネコンのハウスの販売会社に比べれば、それこそ、10分の1、20分の1というぐらいの規模で、最もうまみのあるところはかっさらわれていったという中で、今日の地場産業の育成や地元中小企業の育成の困難は、その中から生まれてきたのではないかという点を、きちんとこの中で、資料の中で表現できるところについてはやっぱり、適切に表現しておくべきではないかと思いますが、いかがなものでしょうか。

委員長（安富法明君） 篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ただ今のご質問でございますが、今現在そのあたりまでの波及について、検証していないのが事実でございます。今のご質問については、検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、林副市长。

副市长（林 繁美君） 公社のことで、今、篠田次長が答えましたけど、南口委員のご質問ということですけど、一応この議案等が議決されまして、いよいよ解散ということの県知事の認可が下りるころには、やはり一度は検証したものを皆さまの前で公表する必要があるんじゃないかということは、考えております。その時に、そういったものも全部含めて、検証できたらいいなと思っております。

委員長（安富法明君） ほかに。はい、竹岡委員。

委員（竹岡昌治君） 今、資料いただいた2ページを見てるんですが、ざっと見て簿価が18億8,200万、負債総額が23億1,000万。そうしますと、バランスが4億3,800万、おそらくこれが十文字原の赤字部門って言いますかね、評価損って言いますか、そういうものが大きく影響してるのかなあと。十文字が宝の土地だって言われた方もおられるんですが、結果として4億数千万という簿価損が出たわけですね。

これも、市民のみなさんによく理解をしていただいた上で、清算する必要があるだろうと思っておりますので、あえて申し上げましたが、ただこれ24年度中にというこ

とで、一般会計の予算の中にあるんで、その時にと思いましたが、今年土地開発公社に対する利子補給って言いますか、経費補給って言いますか、今までやってきたのが予算化されていますよね。

従って、一応24年度末をもって清算をするというお考えじゃろうか。っていうのは、通年の運営補助金のようなものが、一応計上されていると。その上での差引計算とこうなっています。その辺がお聞きしたい1点とですね。

もう一つは、公社がなくなった後、この資産の管理、運営って言ったって、これ運用でしょうが、販売をしなくちゃなりません、どういう機構を作られてやられるのか。その辺もお聞きしたいと思います。

それからもう1点は、ちょっと委員長にお断りしたいんですが、この4つの議案が大きく分けて、土地開発公社を解散するためにと、もう一つは土地開発基金を廃止すると、この2つの柱で整理をしようとしているわけですから、一つ一つ質問するということになりますと、ちょっと非常に関連性がありますので、あえて32号議案ですか、含めてお尋ねをしたいんですね。土地開発基金の取り崩しの中に、土地開発公社に対する貸付金、それから現金、それから土地があったと思うんですね。その土地がどれくらいあって、いつ頃買われたもので、どれくらいの金額があるのか。これを24年度末にはどこにどういう表示をされるのか。とりあえず、そのことをお尋ねしたいと思います。

委員長（安富法明君） 林副市長。

副市長（林 繁美君） まず、最初に解散後のことということでございますが、やはり先ほど説明がありましたように、土地、現物があるわけなんですね。通常ですと、この土地は普通財産と普通はなるわけなんです、ご存知のように来福台であれば、現地事務所もまだありますし、財産もあります。これから24年度も含めてですが、人を張り付けよう。これは正職員ではなしに、そういったプロパーな方おられればそうですし、臨時の方を張り付けようという予定もありますし、今後普通財産ということになれば、監理課の財産管理になるわけですけど、そこで現状のポストですと、やはり販売まではですね、できないであろうという認識であります。それでこれからのことなんです、まだ方向性はきちんとしたものは出ておりませんが、何らかのそういったセクションを設ける必要性があるのではなかろうかということは考えております。

委員長（安富法明君） はい、篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） ご質問の最初の1点目の決算の処理の関係でございます。24年度事業として事業していくわけでございますけど、若干説明が不足していたかもしれません。委員さん言われるように、毎年6月の決算でも報告しておりますように、今、繰越損失が約4億円ございます。今後の会計処理でございますが、3ページの と 、債権放棄、これについては、公社側はこの部分については、債務目免除益を今後計上するようになります。あと、決算は決算で決算をうったあとに、今度精算処理という事務が発生するということです。当然事業を行っておりますので、事業の利益というか、剰余金というか、そういうものが発生しますが、これは今後、市の方の雑入とかそういった処理になるかと思えます。市の方に入れるということ、精算処理が今後発生するということでございます。以上が、決算とか会計処理についてのご質問の回答でございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） 波佐間総務部長。

総務部長（波佐間 敏君） それでは、現在所有しております土地開発基金の現状と、解散後の取り扱いについてご説明いたしますけど、本日お手元にお持ちかどうかわかりませんが、新年度予算の概要書の16ページを見ていただきたいんですけど、一般会計の基金残高の推移の中段に土地開発基金があると思えますけれども、平成23年度土地開発基金4億8,698万というふうに表記されております。このうち、現金、それから土地開発公社に貸し付けております2億3,500万円、それからさらに、現物として所有しております土地6,432万というふうに表記されていると思えます。土地開発公社解散後と言いますか、土地開発基金を廃止して、土地開発公社の解散補償金として精算した後は、土地が現物として残ります。6,432万取得価格の土地がありますけれども、はっきり箇所数は覚えてませんが、数箇所あります。それは今後普通財産として、監理課のほうで同様に管理するようになると思えます。この表の一番右、24年度末を見ていただければおわかりいただけると思えますけれども、土地開発基金を廃止し、公社廃止の財源として充当したのちは、土地開発基金としては年度末残高見込みはゼロというふうな状態になる予定でございます。以上です。

委員長（安富法明君） よろしいですか。その他に。よろしいですか。今はちょっと質疑がだぶりましたけれども、基本的に議案第30号についてでございます。質

疑がないようでございますので、本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。それでは、これより議案第30号美祢市土地開発公社の解散についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。よって、全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に、議案第31号に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。ご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは、これより議案第31号権利の放棄についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第32号に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。はい。ご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。それでは、これより議案第32号美祢市土地開発基金条例の廃止についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第33号に対する質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。ご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは、これより議案第33号地方債の起債の許可の申

請についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第34号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。篠田総合政策部次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 議案書の34-1ページをご覧くださいと思います。議案第34号は、美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてであります。

過疎地域自立促進特別措置法に基づきまして、平成22年9月に策定いたしました美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更が生じたので、同法第6条第7項の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

議案書34-2ページをお開き願います。このたびの変更は、4点ございます。1点目は、産業の振興施策として、地場産業の振興を事業計画に追加するものであります。事業内容は、竹材資源活用事業として、真空パック包装機を更新することとしております。2点目は、同じく産業の振興施策として、観光又はレクリエーション事業に観光施設改修事業として、大岩郷周辺整備事業を追加するものであります。3点目は、高齢者の保健及び福祉の向上及び増進施策として、児童福祉施設事業を事業計画に追加するものであります。事業内容は、社会福祉法人が実施する施設整備に係る補助であります。最後、4点目は、教育の振興施策として、集会施設事業にコミュニティセンター整備事業を追加するものであります。説明は以上でございます。

委員長（安富法明君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、三好委員。

委員（三好睦子君） 地場産業の振興で、加工施設の中で竹材資源活用の事業があって、真空パック包装の機器が備えられるんですが、これは以前もありますが、このことでどの程度事業の拡大が見込まれるのでしょうか。

委員長（安富法明君） はい、松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） ただ今のご質問にお答えします。真空パック包装機を新たに導入いたしますと、現在1時間当たり既存の機械では、60パック製造能力がございます。1日にしますと480パックでございます。新たな機

械を導入いたしますと、1時間当たり120パック、1日当たり960パックの製造が可能になってまいります。2台を同時に併用で使いますと、1日当たり1,440パックの製造が可能になってまいります。

その中で、1回の受注が4,000から5,000のパックの注文がございます。今までの能力でございますと、約10日前後かかっておりましたものが、3日か4日の程度で製造ができるということでございます。10日もかかると、賞味期限等もございますので、最初と最後でかなりずれが出てまいります。2日、3日でこれが処理できますと、その辺りはかなり解消できるかと思っております。以上でございます。

委員長（安富法明君） はい、三好委員。

委員（三好睦子君） この振興ということは、農産物で農業が振興になると思います。美祢はアスパラガスもありましたので、そういった面で野菜の真空パック加工する野菜の種類の拡大もあるんでしょうか。今はたけのこですよね。ほかに野菜の拡大とか考えておられますでしょうか。

委員長（安富法明君） 松野商工労働課長。

総合政策部商工労働課長（松野哲治君） ただ今のご質問にお答えいたします。現在の主力商品は、たけのこの水煮パックが主力でございますけれども、たけのこと合わせて、大豆の水煮等を実際に販売を行っております。今ご指摘ございましたアスパラとかいろんな農産物についても、検討をしている段階でございます。以上でございます。

委員長（安富法明君） いいですか。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですか。はい。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） それでは、これより議案第34号美祢市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。全員異議なしと認めます。よって本案は

原案のとおり可決されました。大変お疲れでございました。以上で、本委員会に付託されました議案18件につきまして、審査を終了いたしますが、その他について、委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いします。はい、山中委員。

委員（山中佳子君） 3月7日から予算審査特別委員会が始まりますが、委員長から議長のほうに、指定管理団体27施設ですかね、26ですかね。その指定管理委託料の平成21年からの委託料を全部出していただけたらと思いますが、お願いしていただけないでしょうか。

委員長（安富法明君） 21年から23年まですべてということですね。（発言する者あり）今、山中委員のほうから、指定管理料についての資料、要するに委託料の21年から23年までのすべてが提出をしていただけないかということでしたが、これは主管課と言ってもすべてということになると、総務部長かな。誰かな。はい、篠田次長。

総合政策部次長（篠田洋司君） 行政改革推進室の方で、取りまとめて一覧にしてご提示させていただきたいと思います。

委員長（安富法明君） じゃあよろしくお願いをいたします。他に。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（安富法明君） よろしいですね。特にございませんか。よろしいですね。終わりますよ。他にございませんようですので、これにて本委員会を閉会をいたします。審査ご協力まことにありがとうございました。お疲れでございました。

午後3時33分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成24年2月29日

総務企業委員長

安曇 浩明